あいおいニッセイ同和損保
立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP

クルマ
お車のさまざまなリスクに備えたい方に

一般総合自動車保険 | 平成31年1月以降保険始期用

全力サポート宣言

JAPAN JFA SUPPORTING COMPANY
MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。

タフビズ TOUGH Biz
事業用自動車総合保険

事業活動のリスクをトータルガード!

- 自動車事故の補償
- 従業員のケガなどの補償
- 財物損害・休業損害の補償
- 損害賠償の補償

充実した補償とサービスで、お車にかかわるリスクからしっかりとお守りします。

お客さまのお車は大きなトラブルを引き起こすリスクに囲まれています

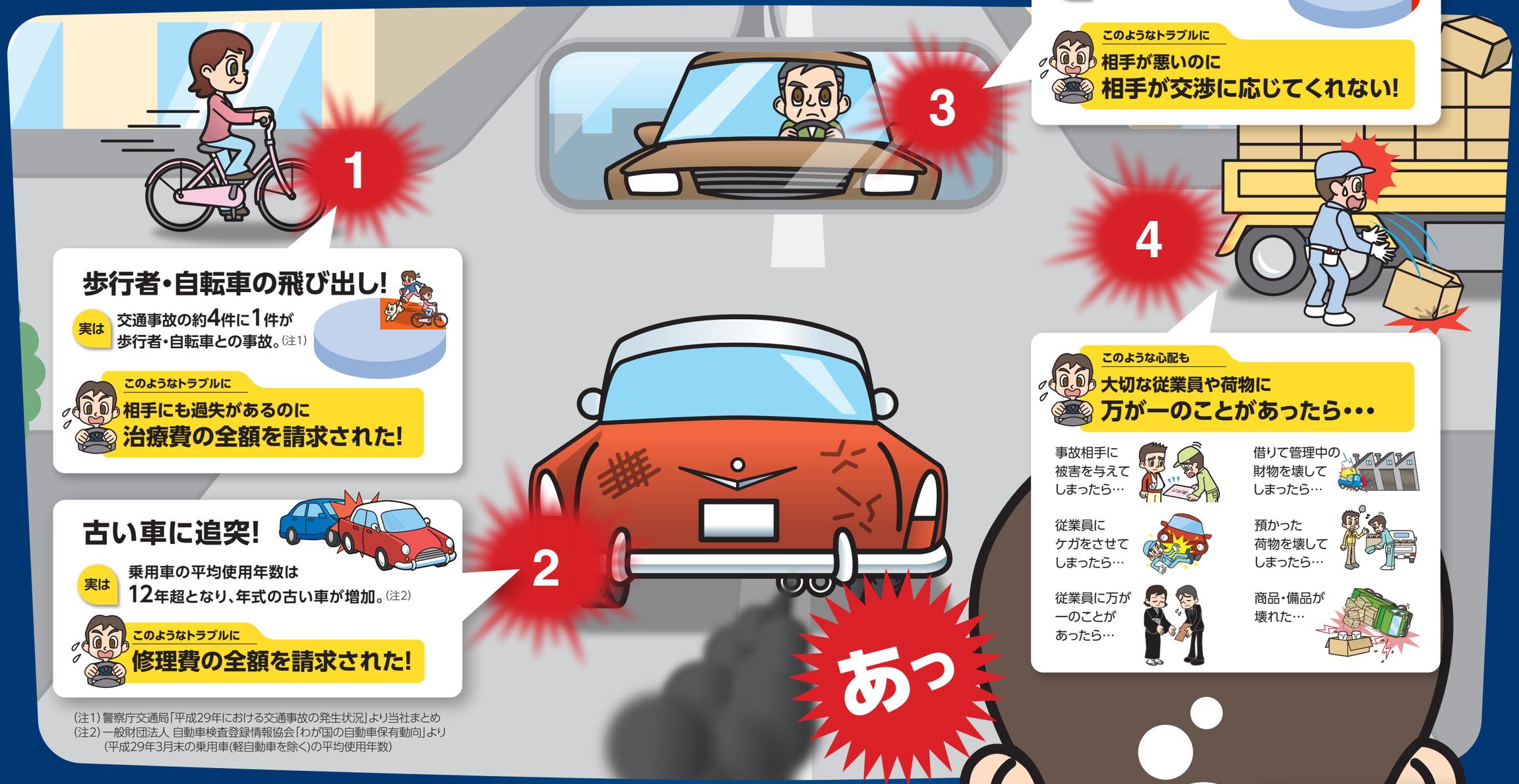

1 歩行者・自転車の飛び出し!

実は 交通事故の約4件に1件が歩行者・自転車との事故。(注1)

このようなトラブルに
相手にも過失があるのに治療費の全額を請求された!

2 古い車に追突!

実は 乗用車の平均使用年数は12年超となり、年式の古い車が増加。(注2)

このようなトラブルに
修理費の全額を請求された!

3 停止中に追突された!

実は 車両相互の事故の約3件に1件が追突などのもらい事故。(注1)

このようなトラブルに
相手が悪いのに相手が交渉に応じてくれない!

4

このような心配も
大切な従業員や荷物に万が一のことがあったら・・・

- 事故相手に被害を与えてしまったら…
- 借りて管理中の財物を壊してしまったら…
- 従業員にケガをさせてしまったら…
- 預かった荷物を壊してしまったら…
- 従業員に万が一のことがあったら…
- 商品・備品が壊れた…

(注1)警察庁交通局「平成29年における交通事故の発生状況」より当社まとめ
(注2)一般財団法人 自動車検査登録情報協会「わが国の自動車保有動向」より(平成29年3月末の乗用車(軽自動車を除く)の平均使用年数)

このようなトラブルへの備えは万全ですか?

次ページ以降をチェック!

タフビズ事業用自動車総合保険の対象となるご契約
記名被保険者(P12、P25参照)が法人または個人(注3)のご契約

(注3)記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が自家用8車種(P19参照)の場合は、事業にのみ使用するお車に限り対象となります。
※用途車種が二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約の場合は、「セーフティツーリングパンフレット」をご覧ください。

このパンフレットでは、主にノンフリート契約(総付保台数が9台以下)の取扱いをご説明しています。フリート契約(総付保台数が10台以上)および販売用自動車・受託自動車のご契約の場合、一部取扱いが異なりますので、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

事故で車が使えない!

修理・買替で車が使えないと、日常の事業活動に支障が出てしまうことも・・・

このような心配も
車がないと困るなぁ。明日からどうしよう・・・

実際に事故が起こっても… タフビズ TOUGH Biz 事業用自動車総合保険 に おま かせください!

お客さまをお守りする補償がラインナップされているので、「相手への賠償」「お車の損害」だけでなく、「事業活動にかかわるリスク」にもしっかり備えられます!

1

歩行者・自転車の飛び出し!

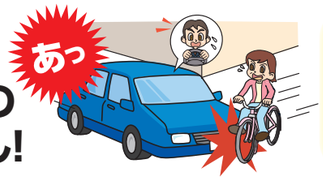

相手にも過失があるのに
治療費の全額を請求された…

責任割合に対する理解が得られず、解決までに長い時間がかかることも…。

! このようなときも

対歩行者等傷害特約

があれば安心! 詳細は 10 ページ

この特約で対人賠償保険で補償されない相手の過失部分も補償します。
※相手の方が通院のみにより治療を受けた場合は対象となりません。

相手の過失分も含め補償され
相手の方も納得!

2

古い車に追突!

相手に
修理費の全額を請求された…

対物賠償保険では時価額を超える修理費はお支払いできません。

! このようなときも

対物超過修理費用特約

があれば安心! 詳細は 12 ページ

この特約で修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額をお支払いします(50万円限度)。

時価額を超える修理費も補償され
相手の方も納得!

3

停止中に追突された!

相手が
交渉に応じてくれない…

やむなく、自分の保険を使って修理すると、継続契約の等級がダウンし保険料がアップしてしまいます。

! このようなときも

車両保険無過失事故特約

があれば安心! 詳細は 20 ページ

この特約があると、車両保険を使用しても、継続契約の等級がダウンしません。

相手との交渉・
継続契約の保険料を気にせず
車両保険を利用できた!

4

大切な従業員や荷物に万が一のことがあったら…

! このようなときも

事業用の補償

があれば安心! 詳細は 23 24 ページ

企業・団体見舞費用特約	対人賠償使用人災害特約	搭乗者傷害事業主費用特約	対物賠償非所有管理財物特約	運送業者受託貨物賠償特約	事業用積載動産特約
対人事故・対物事故により負担する見舞金等の費用を補償します。	業務中の従業員を死傷させてしまった場合も補償します。	役員・従業員の死亡等に伴い負担した費用を補償します。	他人から借りて管理中の財物を壊してしまった場合も補償します。	荷主から預かった貨物の損害等を補償します。	積載した商品・什器・備品等の損害を補償します。
事故の相手へのお見舞いをしっかり行うことができた	従業員への賠償にしっかり対応できた	香典や葬儀にかかる費用等、事業主としてしっかり対応できた	取引先等への賠償責任を果たせた	荷主への賠償責任を果たせた	自社商品等の損害まで補償され損失を軽減できた

実際に事故が起こったら…

お車が動かないときは…

次ページ参照

お車が動かなくなった場合も…タフビズ TOUGH Biz 事業用自動車総合保険におまかせください!

お車のトラブル時に必要となる費用等の補償とロードアシスタンスサービスで
万が一のときも安心です!

なんとか車は動いたのですが、この場合は代車費用が補償されないの?

事故により代車が必要となるケースのうち、自力走行が可能でありレッカー牽引・搬送が必要とならない事故が約90%!

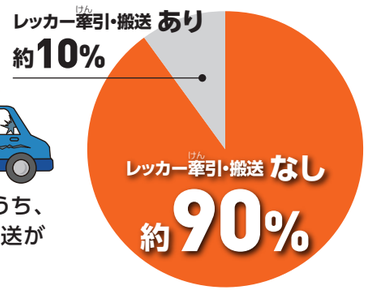

事故の際、自力走行が可能な場合にも代車をご提供する「代車補償拡張特約」をおすすめします!

24時間365日駆けつけるロードアシスタンスサービスと
お車での移動ができなくなることで必要となる費用等の補償
(**ロードサービス費用特約**)で、お客さまをサポートします!

詳細は 21 22 ページ

夜間・休日に被害者から急な連絡が! 24時間365日当社におまかせください!

現在、「事故の受付」はどこの保険会社でも「24時間365日」対応。
“受付後の対応も、24時間365日どこも同じ?”ではありません!

あいおいニッセイ同和損保 24時間365日 夜間・休日も示談交渉

事故の受付後の「初期対応」
「相手の方とのやりとり」「示談交渉」まで

夜間・休日も平日と変わらない対応を実現!

- 現場でのアドバイスを含む 事故受付
- 病院対応・代車手配などの 初期対応
- 責任割合判断
- 加害者となった場合の 示談交渉 など

例えば、このようなときも安心しておまかせください!

こちらの動画もご覧ください

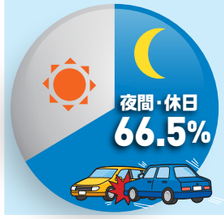

夜間・休日の事故はなんと60%以上!

当社自動車事故受付件数より時間帯別の事故発生割合を算出(平成29年度)

深夜の事故!
被害者から「修理代全額の支払い」を求められた!

被害者から**休日**に
突然の連絡!
すぐに相談したい

当社では

責任割合に関する相手の方とのやりとりも
当日中に対応!

さらに **お客さまに代わり**事故現場での**相手の方との電話対応**も行います!

被害者からの休日の問合わせにも
その日のうちに対応!

さらに **担当者不在時**も相手の方との**示談交渉**に対応します!

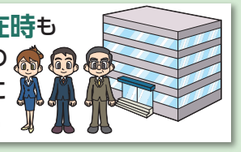

全力サポート宣言

ご契約時から、万が一の事故のときまで、お客さまを全力でサポートすることを誓います。

- 宣言1 お客さまをお待たせしません!
- 宣言2 すべてのお客さまへ親身な対応を行います!
- 宣言3 “プロフェッショナルの安心”でお客さまをしっかり支えます!

INDEX
商品の全体像

お車の使用状況にあわせて必要な補償をご確認ください。
タフビズ事業用自動車総合保険は、幅広くお客さまのニーズにお応えします。

人の損害

相手への賠償（対人）(注1)

相手の方を死傷させた場合の補償
任意セット (注2)
対人賠償保険 9ページ

任意セット
弔慰金等の臨時費用に
対人臨時費用特約 9ページ

任意セット
ピックアップ P3
対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償
対歩行者等傷害特約 10ページ

おケガの補償

ご契約のお車に乗車中の方等が死傷した場合の補償
任意セット
人身傷害保険 13ページ

任意セット
相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償
自損傷害特約 15ページ

任意セット
無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償
無保険車傷害特約 16ページ

任意セット
ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払い
入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 16ページ

任意セット
他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故も補償
自動車事故特約 14ページ

任意セット
入通院時の当座の出費に
傷害一時金特約 搭乗者傷害（入通院／一時金）特約 15ページ

任意セット 倍額払
入通院時の一時金を2倍に
傷害一時金倍額払特約 搭乗者傷害（入通院／一時金）倍額払特約 15ページ

任意セット
死亡・後遺障害を被った場合に保険金を定額でお支払い
搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約 15ページ

クルマのトラブルサポート

ピックアップ P5

24時間365日、お車のトラブルのときに駆けつけます 21 22ページ
ロードアシスタンスサービス

事故や故障等によりレッカー牽引・搬送された場合等に必要となった費用等を補償
ロードサービス費用特約 21 22ページ

事故の際、自力走行が可能な場合にも代車をご提供 任意セット
代車補償拡張特約 22ページ

費用の補償

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払い 任意セット
弁護士費用（自動車事故型）特約 20ページ

相手への賠償　　ご自身の補償

お車・物の損害

相手への賠償（対物）(注1)

相手のものを壊した場合の補償
任意セット (注2)
対物賠償保険 11ページ

対物賠償保険をセットしたご契約に 自動セット (注3)
ピックアップ P4
対物賠償保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償
対物超過修理費用特約 12ページ

お車の補償

ご契約のお車が壊れた場合の補償
任意セット (注2)
車両保険 17ページ

任意セット
新車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償
新車特約 19ページ

任意セット
大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償
車両超過修理費用特約 19ページ

任意セット
地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払い
地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 19ページ

任意セット
全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に
全損時諸費用特約 18ページ

任意セット 倍額払
全損時諸費用特約の保険金支払額を2倍に
全損時諸費用倍額払特約 18ページ

車両保険をセットしたご契約に 自動セット (注4)
ピックアップ P3
「もらい事故」等の場合に、等級をダウンさせずに車両保険を利用できます
車両保険無過失事故特約 20ページ

任意セット
車両事故時にリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料を割引
『ハートフルリサイクル』（リサイクル部品使用特約） 20ページ

事業用の補償

ピックアップ P4

事故の相手へのお見舞い費用に備えて 任意セット
企業・団体見舞費用特約 23ページ

業務中の従業員を死傷させてしまった場合に備えて 任意セット
対人賠償使用人災害特約 23ページ

従業員が亡くなった場合等に備えて 任意セット
搭乗者傷害事業主費用特約 23ページ

他人から借りて管理中の財物の損害に備えて 任意セット
対物賠償非所有管理財物特約 23ページ

荷主から引き受けた貨物の損害に備えて 任意セット
運送業者受託貨物賠償特約 24ページ

積載した商品の損害に備えて 任意セット
事業用積載動産特約 24ページ

（注1）対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」（P9、P11参照）が自動的にセットされます（自動セット）。
（注2）対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。
（注3）記名被保険者（P12、P25参照）が個人であり、かつ、ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外の場合に自動的にセットされます。その他の場合にもご希望によりセット可能です。
（注4）車両保険「7補償限定」特約をセットしないご契約に自動的にセットされます。

相手への賠償（対人）

対人賠償保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。 任意セット

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等 1 で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額（ご契約金額） 2 を限度に保険金をお支払いします。

詳細は 32 ページ

POINT1 保険金額は「無制限」に設定されることをおすすめします。

【ご参考】高額判決例

事例	認定総損害額
国道を走行中のタクシーが、道路を横断していた歩行者（41才男性・眼科開業医）に衝突し死亡させた。（平成23年11月・横浜地裁判決）	5億2,853万円
片側3車線道路を車線変更中の乗用車が、歩道寄りのバイクに接触し、バイク運転者（29才男性・会社員）に後遺障害を負わせた。（平成17年5月・名古屋地裁判決）	3億8,281万円

POINT2 相手の方との示談交渉 3 は、当社が行いますのでご安心ください。

⚠ 相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者 4 が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

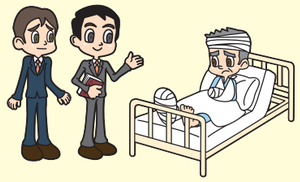

POINT3 対人賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」や「認知症のご家族の運転」等、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故でも迅速な被害者救済が可能です。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 自動セット (注)

不正アクセス（ハッキング等）やご契約のお車の欠陥等を原因とする、運転者に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 自動セット (注)

ご契約のお車を運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。

（注）対人賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

詳細は 33 ページ

対人臨時費用特約

対人賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。 任意セット

弔慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。

詳細は 32 ページ

対歩行者等傷害特約

対人賠償保険および人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。 任意セット

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車（原動機付自転車を除きます）乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額 5 を保険金額(注)を限度に補償します。

（注）対歩行者等傷害特約の保険金額は、被害者1名につき、対人賠償保険と同額になります。
※自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害の額から除きます。

POINT 相手の方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合 6 に対する理解が得られず、解決まで時間がかかることも…

➡ 対歩行者等傷害特約があれば、相手の方の過失部分を含めた**損害の額を補償**。相手の方にも納得いただけます。

⚠ 相手の方の損害の額が人身傷害条項損害額基準に従い算出した額と対人賠償保険の損害賠償の額で異なる場合や、相手の方が公的制度（健康保険・労働者災害補償制度等）を利用されない場合、他の人身傷害保険等を請求することが可能な場合は右記イメージと異なります。

【対歩行者等傷害特約の補償イメージ】

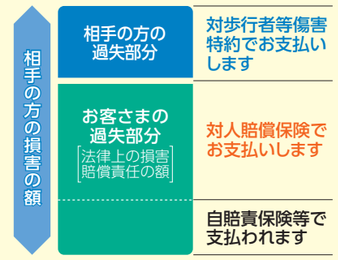

詳細は 32 ページ

! 例えばこのような事故のとき

お客さまがT字路を直進した際に左方から交差点内に自転車に乗って進入してきたAさんと衝突。入院6か月のケガを負わせてしまった場合。

お客さまの責任割合は80%　※責任割合は一例です。

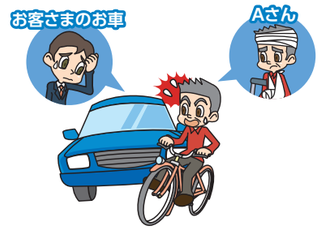

Aさんの損害の額 500万円［治療費・休業損害・慰謝料等］ × お客さまの責任割合 80% ＝ 法律上の損害賠償責任の額 400万円

法律上の損害賠償責任の額 400万円 − 自賠責保険等から支払われる金額 120万円 ＝ お客さまのご負担額 280万円 ▶ 対人賠償保険から 280万円 をお支払いします。

＋ 対歩行者等傷害特約からAさんの過失分20% 100万円 をお支払いします。

用語のご説明

1 自賠責保険等
自動車損害賠償保障法ですべての自動車やバイクに加入が義務付けられている強制保険（責任保険または責任共済）をいいます。自動車・バイクの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。

2 保険金額（ご契約金額）
保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。

3 示談交渉
損害賠償の金額を話し合うことをいいます。

4 被保険者
保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受ける権利を有する方のことをいいます。

5 損害の額
対歩行者等傷害特約でいう損害の額は、普通保険約款に記載された人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります（この場合、対歩行者等傷害特約からのお支払額がないことや、相手の方の過失部分の額より増減することがあります。上記具体例は、それぞれの額が同一の場合となります）。なお、算出に際しては、すべて公的制度（健康保険・労働者災害補償制度等）を利用したものとして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものとみなします。

6 責任割合
交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

相手への賠償（対物）

対物賠償保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。 任意セット

事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額（ご契約金額）を限度に保険金をお支払いします。なお、対物賠償保険では免責金額 7 を設定していただきます。 詳細は32ページ

POINT1 保険金額は「無制限」(注1)に、設定されることをおすすめします。

【ご参考】高額判決例

事例	認定総損害額
センターラインを越えて対向車線に進入した乗用車が、前方からきた大型トラックと衝突。その衝撃で大型トラックは対向車線に入り別車両と接触し、道路脇のパチンコ店に飛び込んだ。（平成8年7月・東京地裁判決）	1億3,580万円

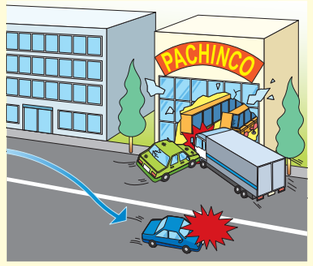

（注1）「無制限」でお引受けできない場合があります。詳細については、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

⚠ 保険証券・保険契約継続証に記載された保険金額が10億円を超える場合（無制限を含みます）であっても、ご契約のお車に業務として危険物を積載する場合や航空機との対物事故 8 については、保険金のお支払額は10億円が限度となります（P32参照）。

POINT2 相手の方との示談交渉、修理工場との打合せ、損害の額の調査等は、当社が行いますのでご安心ください。

⚠ 相手の方が当社と直接折衝することに同意しない場合や被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれた場合などには、当社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

POINT3 対物賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」や「認知症のご家族の運転」等、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故でも迅速な被害者救済が可能です。

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 自動セット (注2)
不正アクセス（ハッキング等）やご契約のお車の欠陥等を原因とする、運転者に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 自動セット (注2)
ご契約のお車を運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合であっても、被害者を救済するための費用をお支払いします。

（注2）対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。 詳細は33ページ

例えばこのような事故のとき

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突。Bさんのお車に損害が発生した場合。

一時停止標識がある交差点における直進車同士の出合頭事故。
お客さまの責任割合は80%　※責任割合は一例です。

Bさんのお車の損害の額 100万円 × お客さまの責任割合 80% = 法律上の損害賠償責任の額 80万円 ▶ 対物賠償保険から 80万円 をお支払いします。

※対物賠償保険の免責金額が「なし」の場合

対物超過修理費用特約

対物賠償保険をセットしたご契約で、記名被保険者 9 が個人であり、かつ、ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外の場合に自動的にセットされます。その他の場合にもご希望によりセット可能です。 自動セット

対物賠償保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償します。

ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額 10 を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。

⚠ 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金のお支払条件になります。

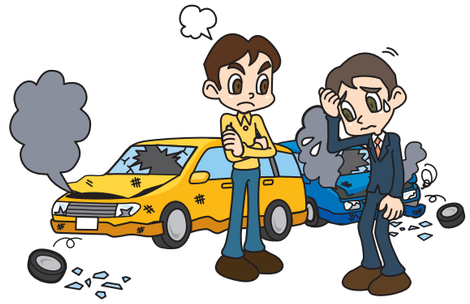

詳細は33ページ

例えばこのような事故のとき

お客さまがわき見をしてしまい、信号待ちで止まっていた相手の方のお車に追突（お客さまの責任割合100%）。相手の方のお車の時価額は30万円だったが修理するためには50万円かかる場合。

元通りにするための修理費 50万円 − 時価額 30万円（対物賠償保険で補償される額） = 差額 20万円 ▶ 対物超過修理費用特約から差額の 20万円 をお支払いします。

⚠ 上記の例は対物賠償保険の免責金額を「なし」に設定し、また相手の方が車両保険に加入していない場合で、かつ、修理をされた場合の事例です。

用語のご説明

7 免責金額
支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券・保険契約継続証に記載された免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。免責金額を設定すると保険料は割安になります。

8 対物事故
対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

9 記名被保険者
保険申込書（継続確認書）や保険証券（保険契約継続証）の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます（「記名被保険者」欄が空欄の場合は、保険契約者の方が記名被保険者となります）。記名被保険者の選定についてはP25をご参照ください。

10 相手自動車の時価額
損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

おケガの補償

人身傷害保険

任意セット

自動車事故によりご契約のお車に乗車中の方等が死傷した場合の補償です。

自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方等(注1)が死傷した場合に、お客さまの損害の額(注2)に基づいて、保険金額（ご契約金額）を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

(注1) ご契約のお車の保有者（自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）第2条第3項に定める保有者をいいます）・ご契約のお車の運転者（自賠法第2条第4項に定める運転者をいいます）についても補償の対象となります。
(注2)「お客さまの損害の額」（治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等）の認定は、普通保険約款に定める損害額基準（人身傷害条項損害額基準）に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。
※1 賠償資力が十分でない無保険車との事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合、2億円（人身傷害保険の保険金額が無制限の場合は、無制限）を限度に補償します。
※2 ケガの治療を受ける場合には、健康保険等の公的制度をご利用ください。

【お支払対象となる損害】

傷害による損害	後遺障害による損害	死亡による損害
積極損害［救助捜索費／治療関係費(注3)／文書料／その他の費用］	逸失利益(注4)	葬儀費
休業損害	精神的損害	逸失利益(注4)
精神的損害	将来の介護料	精神的損害
	家屋の改造費	その他の損害
	その他の損害	

(注3) ①応急手当費 ②護送費 ③診療費および施術料 ④通院費、転院費、入・退院費 ⑤看護料 ⑥入院中の諸雑費 ⑦義肢等の費用 ⑧診断書等の費用をいいます。
(注4) 交通事故等で死亡したり、後遺障害を被らなければ、これから先当然得られたであろうとされる経済的利益の損失のことをいいます。

例えばこのような事故のとき

お客さまのお車とCさんのお車が交差点で出合頭に衝突。
お客さまが入院6か月のケガをされた場合。

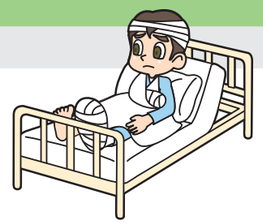

お客さまの責任割合は70%　※責任割合は一例です。

お客さまの損害の額		お客さまの責任割合		お客さまのご負担額
500万円［治療関係費・休業損害・精神的損害等］	×	70%	=	350万円

Cさんからの賠償に先行して人身傷害保険からお客さまの損害の額 **500万円** をお支払いします。

当社が保険金額の範囲内で、お客さまの損害の額を相手の方からの賠償に先行して補償します。

※上記は相手の方からの賠償に先行して、お客さまの損害の額の受取りを希望された場合（先行全額払）の具体例です。

POINT 万一の事故でも十分な補償が得られるように、保険金額は十分な金額で設定してください。

保険金額はお車に乗車される方の年令、収入、扶養家族の有無等に基づいて、右記各年令別の「総損害額例」を参考に十分な金額で設定することをおすすめします。
※バスの場合、1事故の保険金額は、被保険者1名あたりの保険金額に乗車定員を乗じた額となります。

【総損害額例】各年令別の損害の額の目安

年令	扶養家族	死亡された場合	重度後遺障害(注5)の場合
25才	有（1名）	8,000万円	1億6,000万円
	無	7,000万円	
35才	有（2名）	8,000万円	1億5,000万円
	無	6,000万円	
45才	有（2名）	7,000万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	
55才	有（2名）	6,000万円	1億2,000万円
	無	5,000万円	
65才	有（1名）	4,000万円	9,000万円
	無	3,500万円	

(注5) 重度後遺障害とは、神経系統や胸腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいい、保険金額の2倍（ただし、保険金額が無制限の場合は無制限）を限度に保険金をお支払いします。

- お客さまの損害の額を相手の方の賠償に先行してお支払いするために、「相手の方の有無」・「過失の有無」にかかわらず、事故の際はただちにご契約の代理店・扱者または当社へご連絡くださいますようお願いします。
- 当社が保険金をお支払いしたときは、当社は次の①または②のうちいずれか少ない額を限度としてお客さまが取得する債権を取得します。
  ①当社が支払った保険金の額　②お客さまが取得する債権の額（①の額が損害の額(注6)に不足する場合は、債権額から不足額を差し引いた額）
  (注6) 訴訟等で人身傷害条項損害額基準と異なる基準で算出された場合はその額

詳細は 34 ページ

自動車事故特約

人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が個人の場合、ご希望によりセット可能です。

任意セット

他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故も補償します。

人身傷害対象事故 11 の範囲を拡大し、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故または歩行中・自転車乗車中などの自動車事故により、記名被保険者またはそのご家族 12 の方等、補償の対象となる方が死傷した場合も、人身傷害保険の保険金をお支払いします。

【被保険者と補償の対象となる事故】　※自動車事故特約をセットしない場合は、下記 2 3 の事故は対象となりません。

被保険者(注1)	ご契約のお車に乗車中の方	記名被保険者およびそのご家族の方	
補償の対象となる事故	1 ご契約のお車に乗車中の事故	2 他人の自動車(注2)に乗車中の事故(注3)	3 歩行中・自転車乗車中などの自動車事故
自動車事故特約をセットする場合	○	○	○
自動車事故特約をセットしない場合	○	×	×

(注1) 自動車事故特約をセットした場合、記名被保険者およびそのご家族の方が自ら運転者として運転中の他人の自動車に乗車中の方（ただし、記名被保険者およびそのご家族の方の使用者の業務（家事を除きます）のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます）も補償の対象になります。
(注2)「他人の自動車」には次の①～④に該当する方が所有または常時使用する自動車は含まれません。
①：記名被保険者　②：①の配偶者 13　③：①または②の同居の親族　④：①または②の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子
ただし、④の方が所有または常時使用する自動車は、④の方が自ら運転者として運転中の場合に限り、「他人の自動車」に含まれません。
(注3) 他人の自動車を運転中の事故について他車運転特約（P39参照）でお支払いできる場合は、自動車事故特約による人身傷害保険金については重ねてお支払いしません。
※人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が法人で指定運転者を設定した場合は、自動車事故特約が自動的にセットされます。その場合、「記名被保険者」を「指定運転者」に読み替えて適用します（P25参照）。ただし、「他人の自動車」には記名被保険者である法人が所有または常時使用する自動車も含まれません。

P14の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。　詳細は 34 ページ

複数のご契約があるお客さまへ

自動車事故特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※1 この補償については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、自動車事故特約をセットしないことで重複部分をなくすことができます。
※2 なお、複数あるご契約のうち、自動車事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

用語のご説明

11 人身傷害対象事故
人身傷害保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

12 ご家族
記名被保険者の配偶者（13 参照）、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子をいいます。

13 配偶者
婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

おケガの補償

傷害一時金特約
搭乗者傷害（入通院／一時金）特約

傷害一時金特約は人身傷害保険をセットしたご契約に、搭乗者傷害（入通院／一時金）特約は人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

入通院時の当座の出費に備えられます。

人身傷害対象事故(注1)により、被保険者(注2)が傷害を被った場合に、治療日数 14 や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。

(注1) 搭乗者傷害（入通院／一時金）特約の場合は、「ご契約のお車の自動車事故」となります。
(注2) 傷害一時金特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に「自動車事故特約」がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。搭乗者傷害（入通院／一時金）特約では、ご契約のお車に乗車中の方が被保険者となります。
※1 保険金支払額が「2倍」となる「傷害一時金倍額払特約」、「搭乗者傷害（入通院／一時金）倍額払特約」もあります。
※2 治療日数が5日以上の場合の保険金支払額が一律10万円となる「傷害一時金（1万円・10万円）特約」もあります。また、治療日数が4日以内の場合の保険金支払額が2万円、5日以上の場合が一律20万円となる「傷害一時金（1万円・10万円）倍額払特約」もあります。

【お支払いする保険金】

治療日数が4日以内の場合		1万円
治療日数が5日以上の場合 同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。	被保険者が被った傷害	保険金支払額
	1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記2～4以外のもの	10万円
	2 骨折・脱臼、神経損傷（脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位）、上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂	30万円
	3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
	4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

※P16の ⚠ もご確認ください。

P16の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。

詳細は 34 ページ

搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

任意セット

死亡・後遺障害を被った場合に、ご契約金額に応じた保険金を定額でお支払いします。

ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、次の保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金】

保険金の種類	お支払額
死亡保険金	事故の日から180日以内に死亡された場合に、保険金額の全額をお支払いします。 ※後遺障害保険金とあわせて保険金額が限度となります。
後遺障害保険金	事故の日から180日以内に後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。

※バスの場合、1事故の保険金額は、被保険者1名あたりの保険金額に乗車定員を乗じた額となります。

詳細は 34 ページ

自損傷害特約

人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。
無保険車傷害特約とあわせてセットしていただきます。

任意セット

相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償です。

電柱との衝突や、崖からの転落などのご契約のお車の単独事故等により、ご契約のお車に乗車中の方またはご契約のお車の保有者・運転者が死傷した場合で、自賠責保険等で補償されないときに、被保険者1名につき下表の保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金】

保険金の種類	お支払額	
死亡保険金	1,500万円（後遺障害保険金とあわせて1,500万円限度）	
後遺障害保険金	①重度後遺障害を被り介護が必要な場合 ・後遺障害等級が第1級の場合:2,000万円　・後遺障害等級が第2級の場合:1,500万円 ②上記①以外の場合 後遺障害の程度により1,500万円～50万円	
介護費用保険金	200万円	
医療保険金	治療日数が4日以内の場合	5,000円
	治療日数が5日以上の場合 同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。	被保険者が被った傷害 / 保険金支払額
	1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記2～4以外のもの	5万円
	2 骨折・脱臼、神経損傷（脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位）、上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂	15万円
	3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
	4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円

詳細は 35 ページ

無保険車傷害特約

人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。
自損傷害特約とあわせてセットしていただきます。

任意セット

無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償です。

賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者(注)が死亡または後遺障害を被った場合に、被保険者1名につき2億円を限度に保険金をお支払いします。

(注) 本特約における被保険者の範囲は、記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者およびそのご家族の方、ご契約のお車に乗車中の方となります。記名被保険者およびそのご家族の方は、歩行中・自転車乗車中などの無保険車との自動車事故やご契約のお車以外の自動車に乗車中の無保険車との自動車事故も、補償の対象となります。
記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に乗車中の方のみが被保険者となります。記名被保険者が法人で指定運転者を設定した場合は、指定運転者、指定運転者の配偶者、指定運転者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子は、歩行中・自転車乗車中などの無保険車との自動車事故やご契約のお車以外の自動車に乗車中の無保険車との自動車事故も補償の対象となります（P25参照）。

詳細は 35 ページ

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。

人身傷害対象事故に伴い、事故後の生活を支えるために必要な次の 1 2 の保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金】

1 入院時人身傷害諸費用保険金
被保険者(注1)が傷害を被り入院した場合に、次の費用をお支払いします。

費用の種類	お支払限度額	
①ホームヘルパー雇入費用	1日あたり2万円	被保険者1名につき左記①～⑧を合計して200万円限度
②介護ヘルパー雇入費用	1日あたり2万円	
③ベビーシッター雇入費用	③・④を合計して1日あたり2万円	
④保育施設預け入れ費用		
⑤ペットシッター雇入費用	⑤・⑥を合計して1日あたり2万円	
⑥ペット専用施設預け入れ費用		
⑦差額ベッド費用	1日あたり2万円	
⑧転院移送費用	転院1回分かつ100万円	

※ペットは、犬または猫に限ります。

【人身傷害入院時頼れるサポート】

本特約の支払対象事故により被保険者が入院し、家事・介護・育児の代行の必要があった場合に、ご希望によりホームヘルパー・介護ヘルパー・ベビーシッターを派遣する業者をご紹介します。
※一部離島や年末年始等、地域や時期によっては、ご紹介できない場合があります。

2 後遺障害時人身傷害諸費用保険金
被保険者(注1)が特約に定める後遺障害を被った場合に、次の費用をお支払いします。

費用の種類	保険金の額
リハビリテーション訓練等(注2)の費用	支払対象期間 15 中の訓練期間1か月につき定額5万円
福祉機器等(注3)の取得費用	支払対象期間中に負担した福祉機器等の取得費用の実額（1事故、被保険者1名につき500万円限度）

【自立支援サービス】

被保険者が後遺障害（7級以上）を被った場合に、ご希望により社会福祉士（ソーシャルワーカー）をご紹介し、自立を支援するための各種情報提供やアドバイスをさせていただきます。

(注1) 本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に「自動車事故特約」がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。
(注2) 後遺障害により事故前の仕事が続けられなくなり、新たな仕事に就くために受講した職業訓練や資格取得講習等
(注3) 福祉車両、電動車いす、障がい者用パソコン等

※P16の ⚠ もご確認ください。

P16の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。

詳細は 35 ページ

傷害一時金特約(注)、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約をセットするお客さまへ
自動車事故特約をセットする場合は、自動車事故特約の支払対象事故についても傷害一時金特約(注)、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約のお支払いの対象となります。
(注) 傷害一時金倍額払特約、傷害一時金（1万円・10万円）特約、傷害一時金（1万円・10万円）倍額払特約を含みます。

複数のご契約があるお客さまへ

- 傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金（1万円・10万円）特約、傷害一時金（1万円・10万円）倍額払特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約は、自動車事故特約をセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、「歩行中や特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※1 これらの特約については、記名被保険者またはそのご家族の方が所有する他の自動車に、自動車事故特約をセットしないことで、重複部分をなくすことができます。
※2 なお、複数あるご契約のうち、自動車事故特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

用語のご説明

14 治療日数
医師の治療のために病院もしくは診療所に入院・通院した実治療日数をいいます。

15 支払対象期間
後遺障害の症状固定日の属する月を含め36か月以内、かつ、後遺障害の症状が固定してから最初に取り組んだリハビリテーション訓練等を開始した月または最初に福祉機器等を取得した月を含め24か月以内の期間をいいます。

お車の補償

車両保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。 任意セット

事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償です。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額（ご契約金額）(注1)を限度に保険金をお支払いします。車両保険は、「一般補償」「10補償限定 16」「7補償限定（P35参照）」の3つのご契約タイプからお選びいただけます。車両保険では免責金額を設定していただきます。

（注1）車両保険金額は市場販売価格相当額 17 を参考にお決めください。

POINT 車両保険のご契約タイプは補償範囲の広い「一般補償」をおすすめします。

○補償します　×補償できません

補償する事故（主な事故例）／ご契約タイプ	①相手自動車との衝突・接触（相手が確認できる場合）	②あて逃げ（相手が確認できない場合）	③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難(注2)	⑥騒擾（そうじょう）、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮
一般補償	○	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○

補償する事故（主な事故例）／ご契約タイプ	⑧落書、いたずら(注3)、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故（①～⑨および⑪～⑭に該当する事故を除きます）	⑪歩行者・自転車・動物(注4)との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬墜落・転覆	⑭地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	×(注5)
10補償限定	○	○	○	×	×	×	×

（注2）ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車の場合または車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難による損害は補償できません。
（注3）「いたずらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって発生した損害」および「ご契約のお車と他の自動車（原動機付自転車を含みます）との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。
（注4）鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。
（注5）地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします。この特約により、ご契約のお車が地震・噴火・津波により「全損」（特約で定める基準によります）となった場合に、定額で50万円（車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします）をお支払いします（P19参照）。

⚠ 故障による損害（バッテリー上がりを含みます）やタイヤ（チューブを含みます）のみの損害（火災・盗難による損害を除きます）は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

詳細は 35 ページ

車両価額協定保険特約が自動的にセットされます。

※車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。(注6)

ご契約時における「ご契約のお車の市場販売価格相当額」を価額として協定し、車両保険金額を定めることで、保険期間中の経年減価にかかわらず、協定した価額を限度に保険金をお支払いします。

※協定保険価額がご契約のお車の実際の市場販売価格相当額を著しく超えるときは、そのお車の市場販売価格相当額を限度に保険金をお支払いします。

（注6）車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約、車両「帳簿価格」協定保険特約をセットしたご契約には、車両価額協定保険特約は適用されません。

❗例えばこのような事故のとき

お客さまが一時停止の標識に気づかず交差点を直進してしまい、Bさんのお車と衝突し、お客さまのお車に損害が発生した場合。

一時停止標識がある交差点における直進車同士の出合頭事故。お客さまの責任割合は80%
※責任割合は一例です。

お客さまのお車の損害の額		お客さまの責任割合		お客さまのご負担額		車両保険から
100万円［お客さまのお車の修理費］	×	80%	=	80万円	▶	80万円をお支払いします。

車両保険の有無によってご負担額に、こんなに大きな差が出ます。

○ 車両保険(注)をセットしていた場合		× 車両保険をセットしていない場合	
●Bさんの対物賠償保険から	20万円	●Bさんの対物賠償保険から	20万円
●お客さまの車両保険から	80万円	●お客さまの車両保険から	0万円
お客さまのご負担額	0万円	お客さまのご負担額	80万円

（注）車両保険金額200万円、免責金額「1回目事故0万円、2回目以降事故10万円」で1回目の事故の場合

全損時諸費用特約

車両保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。ただし、車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約をセットした場合を除きます。 任意セット

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に備えられます。

ご契約のお車が車両事故 18 により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難された場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%（下限10万円、上限20万円）(注)をお支払いします。

（注）新車特約をセットし、お車を買い替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金が支払われる場合は、新車保険金額の10%（下限10万円、上限20万円）をお支払いします。

POINT 保険金支払額が「2倍」となる「全損時諸費用倍額払特約」もあります。

詳細は 36 ページ

16 10補償限定
「車両保険「10補償限定」特約」をセットしたご契約タイプをいいます。原動機付自転車、農耕作業用自動車、A種工作車および機械装着車にはセットすることができません。

17 市場販売価格相当額
ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額のことで、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに記載された価格または当社が別に定める方法に従ってその他の客観的資料により算出した価格をいいます。

18 車両事故
車両保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

お車の補償

※特約のセットは、車両保険をセットしたご契約に限ります。
特約をセットできるご契約条件の詳細は、代理店・扱者
または当社までお問合わせください。

新車特約

任意セット

新車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償します。

車両事故により、ご契約のお車に次の①または②の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買い替えられた場合に、代替自動車の購入費用（新車保険価額 19 を限度）をお支払いします。また、お車を修理する場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費について新車保険価額を限度にお支払いします。

①お車が修理できない場合、または修理費の額が「協定保険価額（車両保険金額）」以上となる場合
②修理費が新車保険価額の50％（内外装・外板部品のみの損傷の場合を除きます）以上となる場合

ご契約の対象となるお車	満期日の属する月がご契約のお車の初度登録（検査）年月の翌月から起算して61か月以内の自家用8車種（レンタカー、型式不明車、リースカーを除きます） ただし、車両超過修理費用特約、車両盗難対象外特約、リサイクル部品使用特約、車両「帳簿価格」協定保険特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 36 ページ

車両超過修理費用特約

任意セット

大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償します。

次の①および②の条件に該当する車両事故の場合に、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に実際の修理費を車両保険金としてお支払いします。

①ご契約のお車に車両保険金額を上回る修理費が発生した場合
②事故の日の翌日から6か月以内に、ご契約のお車を実際に修理完了した場合

本特約の適用により車両保険金額を上回る車両保険金が支払われる場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金はお支払いしません。

ご契約の対象となるお車	始期日 20 の属する月がご契約のお車の初度登録（検査）年月の翌月から起算して26か月目以降の自家用8車種 21（レンタカーを除きます） ただし、新車特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 36 ページ

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

任意セット

地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払いします。

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「この特約で定める全損 22 」となった場合に、定額で50万円（車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします）(注)をお支払いします。

(注)この特約は、生活に欠かせない移動手段を確保すること等を目的として、記名被保険者に定額の一時金をお支払いするものです。

保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車について被保険者が有する所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

ご契約の対象とならないケース	●ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車（キャンピング車以外）、A種工作車（クレーン・ショベル付）、A種工作車（その他）およびB種工作車の場合 ●車両保険「10補償限定」特約、車両保険「7補償限定」特約をセットした場合

詳細は 36 ページ

車両保険無過失事故特約

車両保険「7補償限定」特約をセットしない
ご契約に自動的にセットされます。

自動セット

「もらい事故」等、お客さまに過失がない事故の場合に、等級をダウンさせずに車両保険を利用できます。

次の①から③のいずれかの条件に該当する場合に、次契約の等級・事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故 23 として取り扱い、車両保険金をお支払いします。ただし、①または②に該当する場合は、「相手自動車（所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車）」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限ります。

①ご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が次の(a)から(d)のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らしてご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが認められる場合

(a) 相手自動車に追突された事故	(b) 相手自動車のセンターラインオーバーによる事故	(c) 相手自動車の赤信号無視による事故	(d) 駐停車中に相手自動車に衝突・接触された事故

②上記①以外のご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、当社がその事故状況を調査した結果、ご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったと認められる場合
③不正アクセス（ハッキング等）やご契約のお車の欠陥等に起因して、他物との衝突・接触事故やご契約のお車の転覆・墜落事故が発生し、ご契約のお車の所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合

本特約の対象となる事故であっても、新車特約または車両超過修理費用特約に該当する保険金のお支払いがある場合は、3等級ダウン事故として取り扱います。

『ハートフルリサイクル』（リサイクル部品使用特約）

任意セット

車両事故時に環境にやさしいリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料が割引となります。

車両事故に伴い、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要があった場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。車両事故時にリサイクル部品を使用して修理することを、ご契約時に決めていただくことで、車両保険料が5%割引となります。

●安全面を考慮してクーラーコンデンサー、ヘッドランプ、テールランプ以外の機能（保安）部品や消耗品・小部品は新品部品を使用します。
●修理工場へ入庫の際は、必ず「修理の際はリサイクル部品を使用する」旨を、修理工場へお伝えください。
●ご契約のお車を修理工場に入庫した日の翌日から起算して7日以内（祝日・年末年始・お盆の期間を除きます）に部品を調達できない場合は新品部品を使用します。

ご契約の対象となるお車	始期日の属する月がご契約のお車の初度登録（検査）年月の翌月から起算して36か月目以降の国産の自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用（小型・軽四輪）貨物車 ただし、新車特約をセットした場合は対象となりません。

詳細は 36 ページ

費用の補償

弁護士費用（自動車事故型）特約

任意セット

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故によって身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士・損害賠償請求等費用（300万円限度(注)）、法律相談費用（10万円限度）について、保険金をお支払いします。

(注)弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用（着手金・報酬金等）の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。

弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。

P20の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。 詳細は 38 ページ

複数のご契約があるお客さまへ

記名被保険者が個人の場合、弁護士費用（自動車事故型）特約、弁護士費用（自動車・日常生活事故型）特約（P39参照）、弁護士費用（自動車・自転車事故型）特約（P39参照）は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがあります。ただし、特約をセットしない契約のお車を「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償されませんのでご注意ください。
※1 なお、複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
※2 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に乗車中の方、ご契約のお車（ご契約のお車の積載物を含みます）のみが補償対象となりますので、お車ごとに特約をセットしていただく必要があります。

用語のご説明

19 新車保険価額
保険契約締結の時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を基準に協定した価額をいいます。新車特約をセットする場合は、新車保険価額を新車保険金額として設定します。

20 始期日
保険期間の初日をいいます。

21 自家用8車種
次の8車種をいいます。①自家用普通乗用車　②自家用小型乗用車　③自家用軽四輪乗用車　④自家用小型貨物車　⑤自家用軽四輪貨物車　⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）　⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）　⑧特種用途自動車（キャンピング車）

22 この特約で定める全損
地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約に定める全損に該当する主な条件は次のとおりです（車両保険等に定める全損とは異なります）。
●ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合
・ルーフの著しい損傷　・3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷　・前面・後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷
●ご契約のお車が流失または埋没し発見されなかった場合　●運転者席の座面を超える浸水を被った場合　等

23 ノーカウント事故
この保険契約の次契約に適用する等級・事故有係数適用期間（P27参照）の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。

クルマのトラブルサポート

ロードアシスタンスサービス（レッカー現場急行サポート・クイック修理サービス）はロードサービス費用特約をセットした場合にご利用いただけます。特約のセットを希望されない場合は、代理店・扱者または当社までお申し出ください。

事故や故障・トラブルのときのサポート

※ロードサービス費用特約とサービスのご説明です。

ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能 24 となった場合に、24時間365日現場に駆けつけ、①レッカー牽引・搬送等や②応急作業を行います（ロードアシスタンスサービス）。ご契約のお車が自力走行不能となり修理工場等にレッカー牽引・搬送された場合や盗難された場合等に必要となる下記①・③～⑦の費用等はロードサービス費用特約で補償します。

①レッカー牽引・搬送等　レッカー現場急行サポート

現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います（1回の事故等につき30万円（車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額）限度(注1)）。

レッカー牽引・搬送
引き戻し作業

レッカー牽引・搬送は
自家用8車種で約500km
大型車で　約170km
二輪自動車で　約200km
相当(注2)

（運搬費用保険金）

（注1）ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、1回の事故等につき15万円（車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い金額）が限度となります。
（注2）レッカー牽引・搬送可能な距離は、提携先実績に基づく当社試算で、車両重量・車体の形状や積載量等により作業内容が異なるため増減する場合があります。
※1 スタック（雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態）時の引き出しは対象となりません。
※2 ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。

②応急作業　クイック修理サービス

現場で30分以内の応急作業を無料で行います。

バッテリー上がり(注3)
（ジャンピング等）

タイヤのパンク
（スペアタイヤ交換）

ガス欠（注3）

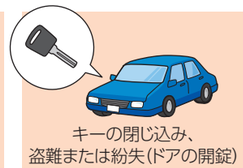

キーの閉じ込み、
盗難または紛失（ドアの開錠）

等

（注3）バッテリー上がり・ガス欠の場合のサービスのご提供は、保険期間（ご契約期間）中それぞれ1回（保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回）のみ無料となります。ただし、フリート契約・ノンフリート多数割引（P30参照）適用契約は回数の制限がありません。

③宿泊費用

ホテル等に臨時に宿泊するために実際に負担した1泊分の費用をお支払いします（1回の事故等、1名につき15,000円限度）。

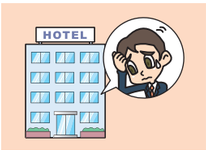

1名15,000円限度
（臨時宿泊費用保険金）

※日常保管場所において発生した事故等に伴い負担した宿泊費用はお支払いの対象となりません。

④帰宅・移動費用

ご自宅またはご契約のお車の出発地へ移動するために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします（1回の事故等、1名につき20,000円限度）。

1名20,000円限度
（臨時帰宅・移動費用保険金）

※日常保管場所において発生した事故等に伴い負担した帰宅・移動費用はお支払いの対象となりません。

⑤修理後の搬送費用

ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします（修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度）。

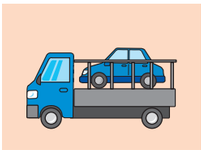

15万円限度
（修理後搬送費用保険金）

⑥修理後の引取費用

ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします（修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度）。

15万円限度
（修理後引取費用保険金）

⑦代車

修理等のために代車を借りる必要があった場合に、その期間中の代車（排気量が1,300c.c.以下の自家用小型乗用車のレンタカー(注4)）を30日（故障等の場合は15日）を限度にご提供します。
（注4）代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した代車クラスに応じたレンタカーをご提供します。

30日限度
故障等の場合は15日限度
（代車のご提供）

代車の補償が対象となるお車	●代車のご提供は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種または自家用普通貨物車（最大積載量2トン超）の場合のみ対象となります（代車補償対象外特約をセットした場合は、代車の補償は対象となりません）。 ●その他の用途車種の場合またはレンタカー、教習用自動車の場合は、代車補償対象外特約が自動的にセットされ、代車の補償は対象となりません（代車補償拡張特約をセットしたご契約を除きます）。

POINT　事故の際、自力走行が可能な場合にも代車をご提供する「代車補償拡張特約」をおすすめします。

詳細は 38 ページ

ご契約のお車が「事故・故障等により自力走行不能となりレッカー牽引・搬送された場合等（右表❶）」に加え、「事故により、自力走行は可能だが修理等が必要な場合（右表❷）」にも代車をご提供します。ご提供する代車はご契約の代車クラス（P38参照）に応じたレンタカーとなります。

○ 代車をご提供します　× 代車をご提供できません

	❶ 自力走行不能でレッカー牽引・搬送された場合		レッカー牽引・搬送されない場合	
	事故	故障・トラブル	事故	故障・トラブル
ロードサービス費用特約	○	○	×	×
代車補償拡張特約をセットする場合	○	○	❷ ○	×

※ノンオペレーションチャージ（レンタカーで事故を起こされ、車両の修理が必要となった場合の車両の営業補償料等）についてはお客さまのご負担となります。

⚠ 保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要になる場合があります。

詳細は 37 ページ

事故・故障・トラブルのときは

「サポNAVI」アプリ（下記、P46参照）をご利用いただくか、お電話で下記までご連絡ください。

24時間365日 **0120-024-024**
＊おかけ間違いにご注意ください。
＊音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

聴覚障がい者のお客さまも、スマートフォン・携帯電話の電子メール・Web機能を使ってロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。

⚠
●ロードアシスタンスサービスはロードサービス費用特約をセットした場合にご利用いただけます。ロードサービス費用特約のセットを希望されない場合は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。ただし、その場合はロードアシスタンスサービスをご提供しません（有料による出動業者への取次ぎも行いません）。
●ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター（0120-024-024）に必ず事前にご連絡ください。お客さまご自身で修理業者を手配された場合は、クイック修理サービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー牽引・搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますので、ご契約の代理店・扱者または当社へご連絡ください。

さらに安心で便利

スマートフォン専用アプリ「サポNAVI」

お車のトラブルのときにご利用ください。

ダウンロードはこちらから!

トラブル場所の送信
ロードサービスデスクに位置情報を送信して出動を要請できますので、見知らぬ場所でも安心です。

出動車両の接近情報(注)
出動車両の現在地を確認できますので、暑い日・寒い日でも屋外でお待ちいただく必要がありません。

その他の安心機能
修理工場等への入庫完了をお知らせします。(注)
応急作業内容の動画をご覧いただけます。

（注）サポNAVIでお客さまのトラブル場所を送信してロードアシスタンスサービスを要請する場合に限ります。出動する業者によっては、ご利用できない場合があります。

電話混雑時や聴覚障がい者のお客さま向けに、電子メール・Web機能を使ってロードアシスタンスサービスを要請できる機能も搭載しています。
（かんたんWebシステム）

用語のご説明

24 自力走行不能
法令により走行が禁じられている状態、またはご契約の二輪自動車・原動機付自転車に収納されたヘルメットが取り出せないことにより運転をしてはならない状態を含みます。

【初期対応コンシェルジュサービス】

事故または故障トラブルの現場からの移動または臨時の宿泊を余儀なくされた場合、ご希望により、現場最寄りの公共交通機関、タクシー会社、宿泊施設をご案内します。
※1 レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に限ります。　※2 地域等によってサービスをご提供できない場合があります。
※3 その他のサービスとして「修理工場のご紹介」「夜間休日医療機関情報のご提供」「ご家族へのご伝言」もご利用いただけます。

事業用の補償

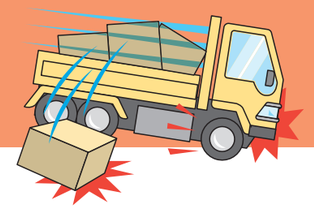

企業・団体見舞費用特約

対人賠償保険および対物賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。 任意セット

ご契約のお車の対人事故・対物事故により負担する見舞金等の費用を補償します。

ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する対人・対物事故(注1)により、当社の事前承認を得て下表の見舞金等の費用を負担した場合に保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金】

保険金の区分	お支払内容		お支払限度額・回数限度				
			対人事故(注2)				対物事故
			対人被害者が死亡の場合	対人被害者に20日以上の入院が必要な場合	対人被害者に1日以上20日未満の入院が必要な場合	対人被害者に通院のみが必要な場合	
①見舞金等費用保険金	香典、見舞金または見舞品・供物の購入費用		30万円	10万円	5万円	3万円	左記①～③を合計して1事故につき3万円
②交通費用保険金	見舞い・葬儀参列等のために要した交通費	お支払限度額	片道2万円				
		回数限度	3回	2回	1回	1回	
③宿泊費用保険金	見舞い・葬儀参列等のために要した1泊分の宿泊費	お支払限度額	1万円				
		回数限度	3回	2回	1回	1回	

（注1）対物事故については、対物被害者1名の損害の額が20万円以上となる場合に限ります。
（注2）1回の対人事故および対人被害者1名についてのお支払限度額および回数限度であり、複数の方で訪問されても重ねてお支払いできません。

詳細は41ページ

対人賠償使用人災害特約

記名被保険者が法人または個人事業主で、対人賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。 任意セット

対人賠償保険で補償されない「業務中の従業員を死傷させた場合」も補償します。

対人賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故の範囲を拡大し、記名被保険者である事業主の業務に従事中の従業員の方を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合にも、対人賠償保険の保険金をお支払いします。

詳細は41ページ

搭乗者傷害事業主費用特約

人身傷害保険または搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。 任意セット

役員・従業員が死亡・後遺障害を被った場合に、事業主が臨時に負担する費用を補償します。

自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の記名被保険者の役員・従業員の方（以下、補償対象者といいます）が死亡または後遺障害を被った場合に、記名被保険者である事業主が事業主費用(注)を臨時に負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（注）事業主費用とは次の①～⑥の費用をいいます。
①葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
②遠隔地で事故が発生した場合の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
③事故現場の清掃費用等の復旧費用
④補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用
⑤社会保険労務士等に、労働者災害補償制度による給付または各種年金制度による給付に係る相談等を行うことによって負担した費用
⑥その他、補償対象者の死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用

【お支払いする保険金】

1回の事故、補償対象者1名につき、200万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、補償対象者の遺族または補償対象者に支払われた香典、弔慰金等の費用に対しては下表の金額が限度となります。

死亡された場合	100万円限度
後遺障害を被った場合	後遺障害の程度に応じて30万円・50万円・100万円限度

※事業主費用⑤については10万円が限度となります。

詳細は41ページ

対物賠償非所有管理財物特約

対物賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカー、A種工作車（クレーン・ショベル付）を除きます。 任意セット

対物賠償保険で補償されない「他人から借りて管理中の財物を壊してしまった場合」も補償します。

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故の範囲を拡大し、取引先等から借りて使用または管理する建物、設備・装置、什器・備品等の財物(注)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合にも、対物賠償保険の保険金をお支払いします。

（注）商品、現金、貴金属、船舶、車両等は含みません。

詳細は42ページ

運送業者受託貨物賠償特約

運送業のために使用される営業用の貨物自動車にご希望によりセット可能です。 任意セット

荷主等から引き受けた貨物の損害や、荷役作業に伴う対人事故・対物事故を補償します。

偶然な事故によって、ご契約のお車の車室内・トランク内・正規の荷台に積載中の記名被保険者が荷主等から運送を引き受けた貨物に損害が発生し、荷主等に対する法律上および契約上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、ご契約のお車への貨物の積込み作業や荷卸し作業、および他の自動車への積替え作業中に、他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に下表の保険金額を限度に保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金および保険金額・免責金額】

保険金の種類		保険金額	免責金額
受託貨物賠償保険金		1事故につき500万円	3万円
荷役作業賠償保険金	対人賠償	1事故、被保険者1名につき1,000万円限度	なし
	対物賠償	1事故につき200万円	

詳細は42ページ

事業用積載動産特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合にご希望によりセット可能です。ただし、前記のお車であっても冷凍・保冷・保温設備を有する自動車およびレンタカー、教習用自動車を除きます。 任意セット

積載した商品・什器・備品等の損害を補償します。

ご契約のお車の室内・トランク内・正規の荷台等に積載された、商品や什器・備品等（事業用積載動産といいます）に発生した次の①から③の事故による損害に対して、損害保険金、臨時費用保険金および残存物取り片づけ費用保険金をお支払いします。

①衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、風雹雪災その他の偶然な事故によって、ご契約のお車と同時に事業用積載動産に損害が発生した場合
②窃盗または強盗
③台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災
※紛失は対象となりませんのでご注意ください。

【お支払いする保険金および保険金額の設定】

●**損害保険金**

1回の事故につき、保険金額（ご契約金額）か保険価額（時価額）(注)のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。
（注）保険価額（時価額）とは、損害が発生した時および場所における、損害が発生した事業用積載動産の価額をいいます。

保険金額は下記のパターン1～3からご選択ください。

パターン	1	2	3
保険金額（免責金額なし）	50万円限度	100万円限度	200万円限度

●**臨時費用保険金・残存物取り片づけ費用保険金**

費用保険金の種類	お支払いする保険金の額
臨時費用保険金	損害保険金の10%（1回の事故、ご契約のお車1台につき100万円限度）
残存物取り片づけ費用保険金	実際に負担した残存物取り片づけ費用の額（損害保険金の10%を限度とし、1回の事故、ご契約のお車1台につき100万円限度）

詳細は43ページ

記名被保険者・運転者　範囲の設定等

ノンフリート契約では、運転する方等によって保険料が異なります。
ご契約にあたり、下記の事項についてご確認ください。

1 記名被保険者について

(1)記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者は、「対人賠償保険・対物賠償保険等の被保険者(補償の対象となる方)の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年令別料率区分」等を決めるための重要な事項です。
ご契約のお車を「主に使用される方」(注)等から1名(法人が使用される場合は1法人)を設定してください。

(注)ご契約のお車を「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。
①主たる運転者(運転頻度の高い方)　②「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方

(2)記名被保険者の生年月日をご確認ください。 記名被保険者が個人で、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合

運転者年令条件を「26才以上補償」でご契約の場合は、始期日時点での記名被保険者の年令に応じた「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。
(「記名被保険者年令別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません)

【記名被保険者年令別料率区分】

29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上

※1 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年令に応じた「記名被保険者年令別料率区分」の保険料を適用します。
※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年令に応じた「記名被保険者年令別料率区分」を適用します。

2 指定運転者の設定について

指定運転者についてご確認ください。 記名被保険者が法人の場合

記名被保険者が法人の場合、法人の代表権を有する方1名を「指定運転者」として設定することにより、ご契約内容によって下表のとおり、指定運転者とそのご家族(注1)の方が他の自動車を運転中、他の自動車に乗車中または歩行中・自転車乗車中の場合等、各特約に基づき補償を受けることが可能となります。補償内容の詳細につきましては、各特約をご覧ください。

○自動的にセットされます　✕ セットされません

適用される特約	ご契約のお車の用途車種(二輪自動車・原動機付自転車を除きます)	
	自家用8車種	左記以外
自動車事故特約(注2)	○	○
無保険車傷害特約(注3)	○	○
他車運転特約(P39参照)	○	✕

(注1)「ご家族」とは、指定運転者の配偶者、指定運転者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。
(注2)人身傷害保険がセットされているご契約に限ります。
(注3)無保険車傷害特約がセットされているご契約に限ります。

複数のご契約があるお客さまへ

1つのご契約のみに指定運転者を設定していれば、指定運転者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他の自動車に乗車中等の自動車事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約に同一の指定運転者を設定したときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※なお、複数あるご契約のうち、同一の指定運転者を1つのご契約のみに設定している場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

3 運転者の範囲および条件について

運転者限定・運転者年令条件を設定することによって保険料が安くなります。
ただし、限定した運転者の範囲と異なる方がご契約のお車を運転中の事故および運転者年令条件を満たさない場合の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(1)運転者の範囲をご確認ください。 記名被保険者が個人で、ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合

運転する方の☑にチェックマークを入れてください。

○補償します　✕ 補償できません

運転者限定の区分 ＼ 運転者	❶ ご本人(記名被保険者) ☑	❷ 記名被保険者の配偶者 ☑	❸ ❶または❷の同居の親族(注1) ☑	❹ ❶または❷の別居の未婚(注2)の子 ☑	❺ 左記以外の方(友人・知人等) ☑
本人・配偶者限定(注3)	○	○	✕	✕	✕
限定なし	○	○	○	○	○

(2)運転者の年令をご確認ください。 ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合

❶ 下記の運転者年令条件が適用される方の中で**ご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方**の年令をご確認ください。

【記名被保険者が個人の場合】　　【記名被保険者が法人の場合】

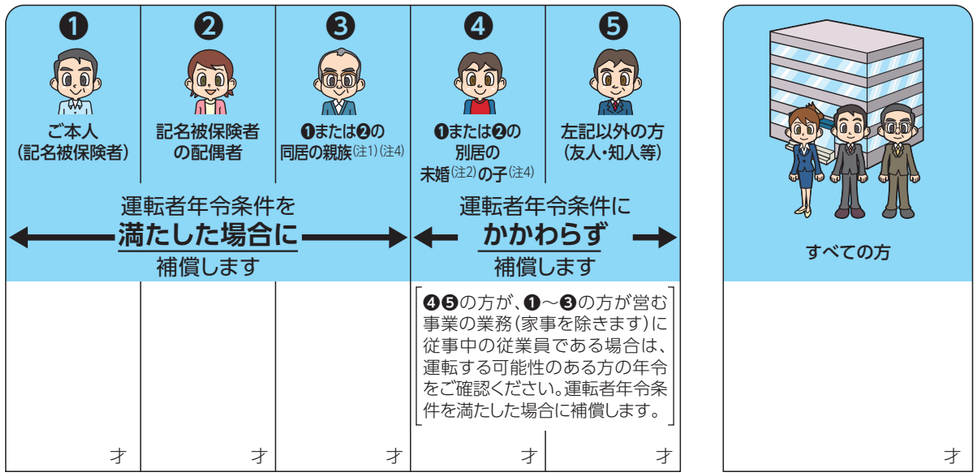

❷ 上記❶で確認した**ご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方**の年令にあわせて「運転者年令条件」を決めていただきます。

○ 補償します　✕ 補償できません

運転者年令条件の区分 ＼ 運転者の年令	20才以下	21才～25才	26才以上
年令を問わず補償	○	○	○
21才以上補償	✕	○	○
26才以上補償	✕	✕	○

(注1)同一の家屋に居住する「6親等内の血族」、「3親等内の姻族」をいいます。
(注2)これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注3)記名被保険者のみが運転する場合は、「本人・配偶者限定」を選択してください。記名被保険者に配偶者がいない場合も選択できます。
(注4)❸❹のいずれにも該当する場合は、❸として取り扱います。

保険料決定の仕組み（等級別割引・割増制度／型式別料率クラス制度／各種割引制度）

保険料決定の仕組み

自動車保険の保険料は、補償内容や運転者の範囲・条件などの他、次の要素から構成されています。

ご契約ごとの事故の有無などによって決定される要素

1 等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、ご契約ごとに前契約での事故の有無などによって決定された等級・事故有係数適用期間に応じて、保険料が変動します。

27ページ

＋

ご契約のお車の型式ごとに決定される要素

2 型式別料率クラス制度

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車においては、お車の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料が変動します。

29ページ

＋

ご契約条件によって決定される要素

3 各種割引制度

各種割引の適用の有無に応じて保険料が変動します。

30ページ

1 等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。
この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間 25 等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します（決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増引率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します）。

※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

（1）新たに契約する場合の等級・事故有係数適用期間

●初めてのご契約の場合

6等級（S）を適用し、4%の割増を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。

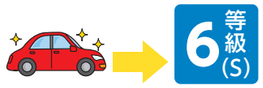

●既に11等級以上の自動車保険(注1)(注2)**があり（以下、「1台目のご契約」といいます）、2台目以降のお車について新たに契約する場合**(注3)

次の「**セカンドカー割引（複数所有新規契約者に対する特則）の適用条件**」に記載の条件をすべて満たしているときには**7等級（S）**を適用し、34%の割引を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。

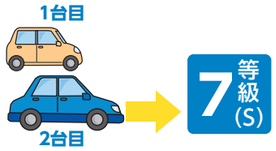

セカンドカー割引（複数所有新規契約者に対する特則）の適用条件

- 1台目および2台目以降のご契約のお車が、いずれも自家用8車種であること
- 2台目以降のご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	ご契約のお車の所有者
●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	●1台目のご契約のお車の所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

（注1）当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については代理店・扱者または当社までお問合わせください。
（注2）他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。
（注3）ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

（2）継続して契約する場合の等級・事故有係数適用期間

継続契約（今回継続するご契約）の等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定し、【表2】の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率を適用します。

※計算した結果、6等級の場合は6等級（F）を、7等級の場合は7等級（F）を適用します。

POINT 他の保険会社(注)からの切り替えでも、等級・事故有係数適用期間を継承できます。

（注）JA共済および当社の定める他の共済を含みます。

【表1】

前契約（満期を迎えるご契約）における事故			無事故・ノーカウント事故			3等級ダウン事故			1等級ダウン事故		
等級			前契約の等級＋1			前契約の等級－3×事故件数			前契約の等級－1×事故件数		
等級		例	前契約	継続契約	1つ上がります	（事故1件の場合）前契約	継続契約	事故1件につき3つ下がります	（事故1件の場合）前契約	継続契約	事故1件につき1つ下がります
			16等級	17等級		16等級	13等級		16等級	15等級	
事故有係数適用期間	前契約が0年		0年で変わりません			前契約の適用期間（0年）＋3×事故件数			前契約の適用期間（0年）＋1×事故件数		
		例	前契約	継続契約	0年で変わりません	（事故1件の場合）前契約	継続契約	事故1件につき3年加えます	（事故1件の場合）前契約	継続契約	事故1件につき1年加えます
			無事故0年	無事故0年		無事故0年	事故有3年		無事故0年	事故有1年	
	前契約が1～6年		前契約の適用期間－1			前契約の適用期間－1＋（3×事故件数）			前契約の適用期間－1＋（1×事故件数）		
		例	前契約	継続契約	1年引きます	（事故1件の場合）前契約	継続契約	1年引いた後に事故1件につき3年加えます	（事故1件の場合）前契約	継続契約	1年引いた後に事故1件につき1年加えます
			事故有3年	事故有2年		事故有3年	事故有5年		事故有3年	事故有3年	

【表2】等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

等級		割増 1(注1)	2	3	割引 4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20(注2)
割増引率（%）	無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

（注1）継続契約に1等級が適用され、かつ、次のいずれも満たす場合、さらに1等級連続事故契約割増（20%割増）を適用します。ただし、レンタカーおよび教習用自動車は除きます。
①前契約（満期を迎えるご契約）の等級が1等級であること
②前契約の保険期間中に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していること、または前契約にこの割増を適用していること
（注2）長期優良契約割引が適用される場合は、さらに2%の割引を適用します（P30参照）。

3等級ダウン事故発生時のイメージ

前契約（事故有係数適用期間0年）に3等級ダウン事故が1件あった場合、3年間「事故有」の割増引率を適用します。
3年間無事故であった場合、4年後に前契約と同じ16等級となり「無事故」の割増引率を適用します。

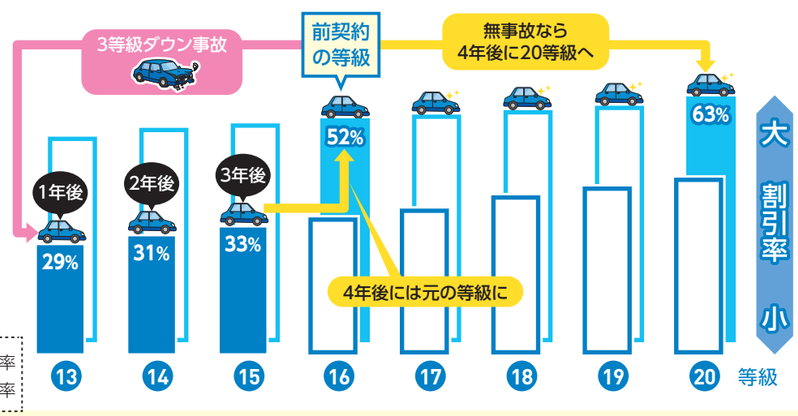

用語のご説明

25 事故有係数適用期間

「事故有」の割増引率を適用する期間（始期日における残り年数）をいい、0年の場合は「無事故」の割増引率を適用します。

(3) 等級別割引・割増制度における事故の取扱い

等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の区分となります。

●3等級ダウン事故

下記の**1等級ダウン事故／等級すえおき事故**および**ノーカウント事故**に該当しない事故をいいます。

●1等級ダウン事故／等級すえおき事故

「車両保険(注1)」に係る事故のみで、原因が次によるものをいいます。

火災・爆発(注2)、ご契約のお車の盗難、騒擾(注3)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風・竜巻・洪水または高潮、落書(注4)または窓ガラスの破損(注5)、いたずら(注6)、飛来中または落下中の他物との衝突、前記の他の偶然な事故(ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落は、3等級ダウン事故として取り扱います)

1等級ダウン事故／等級すえおき事故の区分は右記のとおり取り扱います。

前契約の始期日	1等級ダウン事故／等級すえおき事故の取扱い
平成24年10月1日以降	「1等級ダウン事故」として取り扱います。
平成24年9月30日以前	「等級すえおき事故」として取り扱います。

(注1) 新車特約、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、車両超過修理費用特約、リースカー車両費用特約、リースカー車両費用に関する修理費優先払特約に係る事故を含みます。
(注2) 飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって発生した事故は、3等級ダウン事故として取り扱います。
(注3) 多数の群衆もしくは多数の者の集団行為またはこれに対する公権力の行使によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が発生する状態をいいます。
(注4) ご契約のお車に、人為的に「書かれた」または「描かれた」文字、絵、線等で、損傷が鋼板まで達しない程度のものをいいます。一般的には鋼板部分のへこみを伴ういたずら傷は「落書」には該当しませんが、具体的な判定は事故ごとに行います。
(注5) 飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって発生した事故は、3等級ダウン事故として取り扱います。なお、前契約の始期日が平成24年9月30日以前の場合には、等級すえおき事故として取り扱います。
(注6) 「ご契約のお車の運行によるもの」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によるもの」は、3等級ダウン事故として取り扱います。

●ノーカウント事故

次の補償・特約に係る事故をいい、事故件数に含めません。

- ●対人臨時費用特約
- ●対歩行者等傷害特約
- ●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約
- ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約
- ●人身傷害保険
- ●自動車事故特約
- ●無保険車傷害特約
- ●傷害一時金特約
- ●傷害一時金倍額払特約
- ●傷害一時金(1万円・10万円)特約
- ●傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約
- ●搭乗者傷害(入通院／一時金)特約
- ●搭乗者傷害(入通院／一時金)倍額払特約
- ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約
- ●搭乗者傷害(入通院／日数)特約
- ●弁護士費用(自動車事故型)特約
- ●ロードサービス費用特約
- ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約
- ●代車補償拡張特約
- ●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約
- ●車内外身の回り品特約
- ●日常生活賠償特約
- ●ファミリーバイク(人身傷害型)特約
- ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約
- ●弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約
- ●自転車賠償特約
- ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約
- ●企業・団体見舞費用特約
- ●事業用積載動産特約
- ●運送業者受託貨物賠償特約
- ●搭乗者傷害事業主費用特約

また、上記の他、下記に該当する場合も、ノーカウント事故として取り扱います。

・支払われる保険金が、車両保険の保険金とは別にお支払いする車両保険の費用保険金(損害防止費用、権利保全行使費用等)のみの場合(ただし、前契約の始期日が平成24年9月30日以前の場合は、車両保険事故の原因により3等級ダウン事故または等級すえおき事故として取り扱います)
・車両保険無過失事故特約に定める所定の条件を満たす事故の場合(新車特約または車両超過修理費用特約に該当する保険金支払いがある場合は3等級ダウン事故として取り扱います)

⚠
- ●「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- ●「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」が同時に発生した場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- ●「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「1等級ダウン事故／等級すえおき事故」として取り扱います。
- ●「ノーカウント事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「ノーカウント事故」として取り扱います。

〈 等級別割引・割増制度に関する注意事項 〉

- ●「前契約」には他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。また、中断証明書を適用して新たに契約する場合も含みます。なお、「前契約」の保険期間が1年未満のご契約または1年を超えるご契約は取扱いが異なります。　※前契約が日ニッセイ同和損保契約の場合は、一部、取扱いが異なることがあります。
- ●等級の上限は「20等級」、下限は「1等級」となります。事故有係数適用期間の上限は「6年」、下限は「0年」となります。
- ●次のいずれかの場合、7～20等級を引き継ぐことはできません。
  - ・継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内にない場合
  - ・継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の前日から過去8日以前の場合　・前契約が解除された場合
- ●次のいずれかの場合、前契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日または解除日の翌日から13か月以内の日を始期日とするご契約に対しては、前契約と同一の等級・事故有係数適用期間を適用します。
  - ・前契約の等級(前契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じて、下がった等級とします)が1～5等級または6等級(F)の場合
  - ・事故有係数適用期間(前契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じた事故有係数適用期間とします)が1～6年の場合
- ●前契約が「無事故・事故有」別の等級別割引・割増制度を導入していない他の保険会社または共済のご契約の場合は、原則として、前契約の事故有係数適用期間を「0年」とみなして、前記(2)(P28参照)のとおり、取り扱います。ただし、以下の条件をすべて満たす前々契約以前のご契約がある場合は、その契約以降は「無事故・事故有」別の等級別割引・割増制度を導入している保険会社のご契約とみなします。
  - ・満期日または解約・解除日が今回ご契約いただくご契約の始期日の過去13か月以内にあること
  - ・「無事故・事故有」別の等級別割引・割増制度を導入している他の保険会社または共済のご契約であること　・始期日が平成24年10月1日以降であること
- ●契約手続き後に次の事由が発生した場合等は、手続きしたご契約の等級・事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては保険料を返還または請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
  - ・前契約に事故が発生した場合　・前契約に発生した事故について、保険金の請求を放棄した場合　・前契約が解除された場合　等

2 型式別料率クラス制度

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車においては、お車の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料が変動します。

自動車の「型式」ごとの保険成績を基に、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について「1」から「9」までの料率クラスに区分した制度を導入しています。「型式別料率クラス」は、損害保険料率算出機構が各保険会社から集計した保険成績に基づいて決定し、原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを行っています。具体的には、その型式の保険成績が「基準保険成績(損害保険料率算出機構が決定します)」よりも低い場合は1つクラスが下がり(保険料が安くなります)、高い場合は1つクラスが上がります(保険料が高くなります)。そのため、**ご契約のお車の型式によっては、前契約で事故を起こしていない場合でも、次年度の保険料が上がるケースがあります。**

対物賠償の事故発生状況が悪化すると…

対人・自損クラス	対物クラス	傷害クラス	車両クラス
5	5	5	5
5	6	5	5

対物クラスが1つ上がり、対物保険料が高くなります

3 各種割引制度

割引の適用条件の詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

■ASV割引　9%割引

用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、右表の条件を満たすご契約について、保険料が割引となります。
※本割引の対象となる衝突被害軽減ブレーキ(AEB)はメーカー標準装備またはメーカーオプション装備の装置に限ります。

用途車種	条件
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	下記①および②の条件をいずれも満たす場合 ①衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装備されていること ②ご契約のお車の型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月以前に始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)があること
自家用軽四輪乗用車	衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装備されていること

■ECOカー割引(先進環境対策車割引)(注1)　3%割引

初度登録(検査)年月から始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月までの期間が13か月以内の「ハイブリッド車」、「電気自動車」、「燃料電池車」または「CNG車(圧縮天然ガス自動車)」の場合、保険料が割引となります。

ECO

- ●ハイブリッド車とは…車検証の「備考」欄に「***式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載がある自動車
- ●電気自動車とは…車検証の「燃料の種類」欄に「電気」と記載がある自動車
- ●燃料電池車とは…車検証の「備考」欄に燃料電池車であることの記載がある自動車
- ●CNG車(圧縮天然ガス自動車)とは…車検証に燃料が圧縮天然ガス(CNG)であることの記載がある自動車

■福祉車両割引(注1)　3%割引

車いす移動車や身体障害者輸送車などで一定の条件を満たす自動車の場合、保険料が割引となります。
※本割引の対象となるお車の条件については、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

■新車割引(注2)　2～24%割引

用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、初度登録(検査)年月から始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月までの期間が49か月以内の場合、保険料が割引となります。

		対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	傷害一時金	自損傷害特約	搭乗者傷害	車両保険
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	6等級(S)(注3)	20%割引						21%割引
	6等級(S)以外	8%割引						11%割引
自家用軽四輪乗用車	6等級(S)(注3)	24%割引						10%割引
	6等級(S)以外	9%割引						2%割引

■耐損傷性・修理性割引(ドーン!とおまかせ)(注2)　車両保険16・26%割引

用途車種が自家用(普通・小型)乗用車かつ新型式の自動車で、当社の衝突実験装置を用いて行われる所定の衝突実験により、耐損傷性・修理性の改善度にかかわる所定の基準を満たし、初度登録年月から始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月までの期間が13か月以内の場合、車両保険料が割引となります。

ECO

6等級(S)(注3)	6等級(S)以外
26%割引	16%割引

■長期優良契約割引　2%割引

下記①～④の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。
①用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車であること(ただし、レンタカーおよび教習用自動車は除きます)
②継続契約(今回継続するご契約)の始期日の過去1年間および継続契約の等級が20等級
③継続契約の始期日の過去1年間および継続契約に対して、「事故有」の割増引率が適用されていないこと
④継続契約の始期日の過去1年間、等級がダウンする事故が発生していないこと
※前契約の保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。

■ワンサポ無事故割引(24時間自動車保険無事故割引)(注4)　2～20%割引

下記①～④の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。
①記名被保険者が個人のノンフリート契約で、用途車種が自家用8車種であること(ただし、レンタカーおよび教習用自動車は除きます)
②前契約がなく、ご契約の等級が6等級(S)または7等級(S)で「事故有」の割増引率が適用されていないこと　③ご契約の記名被保険者とワンデーサポーター(24時間単位型自動車運転者保険)の記名被保険者が同一であること　④ご契約の始期日の前日から過去3年間に満期日のあるワンデーサポーターのご契約回数(注5)(注6)が5回以上で、かつ、その契約に事故が発生していないこと(注7)

ワンデーサポーターのご契約回数(注5)(注6)	6等級(S)	7等級(S)
5～9回	8%割引	2%割引
10～19回	15%割引	4%割引
20回以上	20%割引	5%割引

■ノンフリート多数割引　3・4・6%割引

1保険証券(注8)で2台以上まとめてご契約いただく場合、保険料が割引となります。
※1 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。
※2 ノンフリート多数割引適用契約は、割増なく保険料を分割払で払い込みいただけます。

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%割引
3～5台	4%割引
6台～	6%割引

(注1) ECOカー割引(先進環境対策車割引)と福祉車両割引の条件を共に満たす場合は、福祉車両割引を適用します。
(注2) 新車割引と耐損傷性・修理性割引の条件を共に満たす場合は、車両保険は耐損傷性・修理性割引を、その他の補償項目は新車割引を適用します。
(注3) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、6等級(S)に対する割引は初年度のみ適用されます(2年度目以降も割引が適用となる場合は、2年度目以降は6等級(S)以外の割引率を適用します)。
(注4) 保険期間が1年を超えるご契約の場合、初年度のみ適用します。
(注5) ワンデーサポーターでは、保険期間24時間(1日)、借りるお車1台につき、1つの証券番号が付与され、その件数がご契約回数となります。例えば、1回のお手続きで7日間のご契約を締結し、7つの証券番号が付与された場合、ご契約回数は7回となります。
(注6) ご契約の記名被保険者が当社指定のカーシェアリングサービスを利用している場合、ご契約の始期日の前日から過去3年間のカーシェアリングサービス利用中(走行距離等の当社提供に関する同意後の走行に限ります)の累計走行距離について、100kmを1回としてワンデーサポーターのご契約回数とみなします。
(注7) ご契約の記名被保険者が当社指定のカーシェアリングサービスを利用している場合、ご契約の始期日の前日から過去3年間、カーシェアリングサービス利用中(走行距離等の当社提供に関する同意後の走行に限ります)に事故が発生していないことも割引適用の条件となります。
(注8) 保険期間が1年を超えるご契約(一時払を除きます)の場合、または「タフ・つながるクルマの保険」「つながる自動車保険」とまとめてご契約いただく場合は、複数の保険証券でのご契約であっても、代理店・扱者、各保険証券の始期日・満期日、保険契約者、保険料の払込方法・払込回数がすべて同一であるときに、ノンフリート多数割引を適用します。

保険料の払込方法

1 保険料の払込方法

ご契約時の保険料は簡単・便利な「キャッシュレス」での払込みをおすすめします。

○ 選択できます　✕ 選択できません

主なキャッシュレスの払込方法	概要	一時払	分割払(注1)
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。	○	○
クレジットカード払（登録方式）(注2)	当社が取扱可能なクレジットカードによって払い込む方法です。なお、保険契約者が個人の場合、クレジットカードの名義は、保険契約者本人、保険契約者の配偶者またはその親族名義のクレジットカードに限ります。	○	○
払込票払(注2)	ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によってコンビニエンスストア、ゆうちょ銀行（郵便局）またはペイジーにて払い込む方法です。	○	✕
請求書払(注2)	保険契約者が法人で、ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社が発行した請求書によって払い込む方法です。	○	✕

※事故の発生が初回保険料の払込前(注3)の場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。
(注1) 保険料が一時払に比べて5%増となります。なお、ご契約条件によって分割払による割増のない保険料大口分割払特約を適用できる場合があります。
(注2) 代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。また、保険料の額によってはご利用できない場合があります。
(注3) 保険料払込方法が口座振替の場合は「初回保険料引落とし前」、クレジットカード払（登録方式）の場合は「クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認前」、払込票払・請求書払の場合は「保険料の払込手続前」をいいます。

〈 口座振替の注意事項 〉

ご契約時の保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合、初回保険料の払込期日の前日までにお客さまご指定の預貯金口座に保険料相当分のご入金をお願いします。
初回保険料の払込期日に口座振替不能となり、払込期日の翌々月末日（払い込まれなかったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限ります）を経過しても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。また、原則として、ご契約を解除しますのでご注意ください。

【初回保険料の払込期日例】
始期日が4月10日で分割12回払（口座振替方式）の場合の払込期日は下記のとおりです。

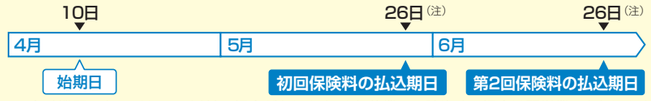

（注）金融機関によっては26日以外の場合があります。また休業日に該当する場合は翌営業日となります。

⚠ 保険料一般分割払特約をセットしたご契約で、2か月連続で口座振替不能となった回数が保険期間を通じて2回目以降となる場合には、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求させていただきます。

初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合のお手続き

- 初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合は、ご契約時に「自動車保険申込書」と「口座振替申込書」にてお手続きいただき、ご契約後すみやかに（保険責任開始時までに）、あいおいニッセイ同和損保初回口座振替受付専用ダイヤル（0120-502-565）へご連絡ください。
  ※1 始期日の属する月の前月までにお手続きいただける場合は、ご連絡は不要です。
  ※2 応答装置による質問にお答えいただきますので、自動車保険申込書などご契約内容のわかるものをお手元にご用意ください。
  ※3 IP電話等からおかけいただいた場合、電話会社の都合でつながらないことがあります。その場合は、申し訳ございませんが、079-598-2390（有料）におかけください。
- ご継続の保険料を払い込んでいただく際に口座振替をご利用いただく場合は、「自動車保険申込書」を始期日の属する月の前月末までにご提出いただくようお願いします。

2 団体扱・集団扱のご契約について

保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む「団体扱」や「集団扱」もあります。詳細については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

団体扱・集団扱制度の特長
- 団体扱・集団扱制度を適用しないで加入した場合と比べて、一括払なら5%割安、月払でも分割払による割増はありません。
- 契約時に保険料を準備する必要はなく、キャッシュレスでご契約が可能です。保険料は所定の方法で後払となります。

この払込方法の場合、保険契約者・記名被保険者・車両所有者・ご契約のお車が下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 集団の所属員（右記のいずれかの方）①集団の役員・従業員 ②集団を構成する個人・法人 ③上記②の役員・従業員 ④左記②を構成する個人・法人 ⑤上記④の役員・従業員 (2) 集団自身
記名被保険者・車両所有者(注)	(1) 保険契約者 (2) 保険契約者の配偶者 (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	(1) 保険契約者またはその構成員 (2) 保険契約者の役員・従業員 (3) 上記(1)・(2)の配偶者 (4) 左記(1)・(2)またはその配偶者の同居の親族 (5) 左記(1)・(2)またはその配偶者の別居の扶養親族
用途車種	自家用8車種	すべての用途車種

（注）所有権留保条項付売買契約による自動車の買主およびリース契約により借り入れた自動車の借主は自動車の所有者とみなします。

⚠ 保険期間の中途で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

補償内容の詳細

普通保険約款・主な特約の「保険金をお支払いする主な場合」および「保険金をお支払いできない主な場合」をご説明します。
詳細は一般総合自動車保険 普通保険約款および特約をご覧ください。

相手への賠償（対人）

保険金をお支払いする主な場合

対人賠償保険

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。
ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、被保険者(注)が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
・損害防止費用　・権利保全行使費用　・示談交渉費用　等
(注) 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に限ります）を含みます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

対人臨時費用特約

弔慰金等の臨時費用に備えられます。
ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。

対歩行者等傷害特約

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。
ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車（原動機付自転車を除きます）乗車中(注1)の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合(注2)に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害について、人身傷害条項損害額基準で算出した額(注3)を保険金額を限度にお支払いします（自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害額基準により算出した損害の額から除きます）。
(注1) 相手の方が自動車（原動機付自転車を含みます）乗車中の場合は保険金をお支払いできません。
(注2) 相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。
(注3) 損害の額は、普通保険約款に記載された人身傷害条項損害額基準に従い当社で算出しますので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります。なお、算出に際しては、すべて公的制度（健康保険・労働者災害補償制度等）を利用したものとして算出します。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものとみなします。
※この特約は、相手の方（傷害被保険者）が当社に対し直接保険金を請求する権利を有しており、相手の方（傷害被保険者）から保険金請求がなされた場合、保険契約者の意思にかかわらず保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合★

〈対人賠償保険・対人臨時費用特約共通〉
- 保険契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって発生した損害
- 台風、洪水または高潮によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 次のいずれかの方が死傷された場合の損害
  ①記名被保険者
  ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
  ③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
  ④被保険者の配偶者
  ⑤被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
  ⑥被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします）に従事中の使用人
  ⑦被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。なお、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、運転者が記名被保険者の場合に限り、記名被保険者同僚災害特約で保険金をお支払いします。
  等
- 対人賠償保険で保険金をお支払いできない場合
- ご契約のお車に自賠責保険等が締結されていない場合
- 賠償被保険者が次のいずれかの方の場合
  ①傷害被保険者の配偶者
  ②傷害被保険者の父母または子。ただし、傷害被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
  ③傷害被保険者の使用者（傷害被保険者がその使用者の業務（家事を除きます）に従事している場合に限ります）
- 傷害被保険者の配偶者が運転するご契約のお車によって傷害被保険者が死傷した場合
- 傷害被保険者の父母または子が運転するご契約のお車によって傷害被保険者が死傷した場合。ただし、傷害被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- 傷害被保険者が記名被保険者の場合
- 傷害被保険者の故意または重大な過失によって発生した損害
- 傷害被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって発生した損害
- 傷害被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって発生した損害
  等

相手への賠償（対物）

保険金をお支払いする主な場合

対物賠償保険

事故により相手のものを壊した場合の補償です。
ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額を限度に保険金をお支払いします。
また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
・損害防止費用　・権利保全行使費用　・落下物取片づけ費用　・示談交渉費用　等
※保険証券・保険契約継続証に記載された保険金額が10億円を超える場合（無制限を含みます）であっても、次の①または②のいずれかの事故については、別に定める特約をセットした場合を除き、保険金のお支払額は10億円が限度となりますのでご注意ください。
①ご契約のお車に業務（家事を除きます）として危険物(注2)を積載、またはご契約のお車が業務（家事を除きます）として危険物(注2)を積載した車を牽引する場合で火災・爆発・漏えいに起因する対物事故
②航空機との対物事故
(注1) 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に限ります）を含みます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
(注2) 「道路運送車両の保安基準」第1条に定める高圧ガス・火薬類・危険物、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」第2条に定める可燃物、「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物・劇物をいいます。（例）ガソリン、灯油、軽油、重油

保険金をお支払いできない主な場合★

〈対物賠償保険・対物超過修理費用特約共通〉
- 保険契約者、記名被保険者または被保険者の故意によって発生した損害
- 台風、洪水または高潮によって発生した損害
- 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物が損壊した場合の損害
  ①記名被保険者
  ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
  ③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
  ④被保険者またはその配偶者
  ⑤被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
  等

★次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。
・地震・噴火、これらによる津波によって発生した損害・傷害
・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質　等によって発生した損害・傷害
・ご契約のお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害・傷害
・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合　②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合　③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　等

補償内容の詳細

相手への賠償（対物）

対物超過修理費用特約

保険金をお支払いする主な場合

対物賠償保険で補償されない「時価額を超えた分」も補償します。
ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。
※1 実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金のお支払条件になります。
※2 相手自動車の車両保険（共済契約を含みます）から支払われた保険金（共済金）が相手自動車の時価額を超える場合、その超過額についてはお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合★

●P32の 保険金をお支払いできない主な場合★ の〈対物賠償保険・対物超過修理費用特約共通〉に該当する場合

相手への賠償（対人・対物共通）

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

保険金をお支払いする主な場合

不正アクセス（ハッキング等）やご契約のお車の欠陥等により人身事故または物損事故が発生した場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが確定したときに、被害者を救済するための費用を保険金額(注)を限度にお支払いします。
また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
・権利保全行使費用　・調査折衝費用
（注）この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。
※対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約、対物超過修理費用特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合★

●保険契約者または記名被保険者の故意によって発生した損害
●台風、洪水または高潮によって発生した損害
●次のいずれかの方が死傷された場合の損害
①記名被保険者
②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
④被保険者の配偶者
⑤被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
⑥被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします）に従事中の使用人
⑦被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。なお、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、運転者が記名被保険者の場合に限り、記名被保険者同僚災害特約で保険金をお支払いします。
●次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物が損壊した場合の損害
①記名被保険者
②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
④被保険者またはその配偶者
⑤被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
等

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

ご契約のお車の自動車事故により、人身事故または物損事故が発生した場合で、民法第713条（責任能力）の適用により、当社がご契約のお車の運転者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めるときに、被害者を救済するための費用を保険金額(注)を限度にお支払いします。
（注）この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。
※対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約、対物超過修理費用特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。

●保険契約者または記名被保険者の故意によって発生した損害
●台風、洪水または高潮によって発生した損害
●被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害
●被保険者が、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に発生した損害
●被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に、その本人に発生した損害
●被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に発生した損害
●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した損害
●次のいずれかの方が死傷された場合に、その本人に発生した損害
①記名被保険者
②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
④ご契約のお車を運転中の方の業務（家事を除きます。以下同様とします）に従事中の使用人
⑤ご契約のお車を運転中の方の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、ご契約のお車を運転中の方がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。なお、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、運転者が記名被保険者の場合に限り、記名被保険者同僚災害特約で保険金をお支払いします。
●次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物が損壊した場合の損害
①記名被保険者
②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
③ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
●財物に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗による損害
●故障による損害
等

★次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。
・地震・噴火、これらによる津波によって発生した損害・傷害
・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質　等によって発生した損害・傷害
・ご契約のお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害・傷害
・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合　②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合　③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　等

おケガの補償

人身傷害保険

保険金をお支払いする主な場合

自動車事故によりご契約のお車に乗車中の方等が死傷した場合の補償です。
自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方等(注1)が死傷した場合に、保険金額の範囲内で普通保険約款に定める損害額基準および支払保険金の計算方法に基づいて保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。　・損害防止費用　・権利保全行使費用
（注1）ご契約のお車の保有者（自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます）・ご契約のお車の運転者（自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます）についても、ご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによって自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限り、補償の対象となります。
※1 賠償義務者から損害賠償金が支払われた後に、保険金請求権者が保険金を請求した場合、賠償義務者との間で判決または裁判上の和解において損害の額が確定し、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、当社はその基準により算出された額を損害の額とみなして、保険金をお支払いします。ただし、これにより算出される額は、普通保険約款に定める損害額基準に基づき算定された損害の額を限度とします。
※2 賠償資力が十分でない無保険車との事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合、2億円（人身傷害保険の保険金額が無制限の場合は、無制限）を限度に補償します。

【保険金のお支払方法】1回の人身傷害事故について、被保険者1名につき、次の算式によって算出される額をお支払いします。
①［先行全額払］お客さまの損害の額を、賠償義務者からの賠償に先行して保険金をお支払いする場合および賠償義務者のいない単独事故の場合
人身傷害条項損害額基準により算定された額 ＋ 損害防止費用・権利保全行使費用 － 自賠責保険・労働者災害補償制度・賠償義務者の対人賠償保険等の支払額の合計額
②［先行過失払］賠償義務者からの賠償に先行して、人身傷害保険における損害の額にお客さまの責任割合を乗じた額を保険金としてお支払いする場合(注2)
人身傷害条項損害額基準により算定された額 × お客さまの責任割合 ＋ 損害防止費用・権利保全行使費用 － 労働者災害補償制度等の支払額の合計額
（注2）自賠責保険等から支払われる額が（人身傷害条項損害額基準により算定された額）×（賠償義務者の責任割合）により算出された額より大きい場合は、その差額分を差し引いて保険金をお支払いします。
③［後払］お客さまと賠償義務者との示談等の後に保険金をお支払いする場合
上記①または②の算式によって算出される額のいずれか高い方の額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合★

〈人身傷害保険・自動車事故特約・傷害一時金特約・搭乗者傷害（入通院／一時金）特約・搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約共通〉
●被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した損害・傷害
●被保険者が、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に、その本人に発生した損害・傷害
●被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に乗車中に、その本人に発生した損害・傷害
●被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に発生した損害・傷害
●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した損害・傷害
等

〈自動車事故特約のみ〉
●ご契約のお車以外の自動車に乗車中で次のいずれかに該当する場合
①記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族の方が所有または常時使用する自動車に乗車中の場合
②記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合
③被保険者の使用者の業務のために、使用者の所有自動車に乗車中の場合
④競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用されているご契約のお車以外の自動車に乗車中の場合
等

〈傷害一時金特約のみ〉
●自動車事故特約がセットされている場合は、この特約で保険金をお支払いできない場合

自動車事故特約

他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故も補償します。
人身傷害対象事故の範囲を拡大し、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故または歩行中・自転車乗車中などの自動車事故により、記名被保険者またはそのご家族(注1)の方(注2)が死傷した場合も、人身傷害保険の保険金をお支払いします。また、傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金（1万円・10万円）特約、傷害一時金（1万円・10万円）倍額払特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約をセットしている場合は、これらの特約もお支払いの対象となります。
（注1）「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子をいいます。
（注2）記名被保険者またはそのご家族の方が自ら運転者として運転中（駐車または停車中を除きます）の他人の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方（ただし、記名被保険者またはそのご家族の方の使用者の業務（家事を除きます）のために運転中の、その使用者の所有自動車に乗車中の方を除きます）も補償の対象となります。
※記名被保険者が法人で指定運転者を設定した場合は、指定運転者、指定運転者の配偶者、指定運転者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子は、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故または歩行中・自転車乗車中などの自動車事故も補償の対象となります。

傷害一時金特約

入通院時の当座の出費に備えられます。
人身傷害対象事故により、被保険者（注）が傷害を被った場合に、治療日数や傷害の部位・症状に応じて、傷害一時金をお支払いします。
（注）本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に「自動車事故特約」がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。
※1 保険金支払額が「2倍」となる傷害一時金倍額払特約もあります。
※2 治療日数が5日以上の場合の保険金支払額が一律10万円となる傷害一時金（1万円・10万円）特約もあります。また、治療日数が4日以内の場合の保険金支払額が2万円、5日以上の場合が一律20万円となる傷害一時金（1万円・10万円）倍額払特約もあります。
※3 傷害一時金倍額払特約、傷害一時金（1万円・10万円）特約、傷害一時金（1万円・10万円）倍額払特約の保険金をお支払いできない主な場合は傷害一時金特約と同じです。

搭乗者傷害（入通院／一時金）特約

入通院時の当座の出費に備えられます。
ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が傷害を被った場合に、治療日数や傷害の部位・症状に応じて、一時金をお支払いします。
※保険金支払額が「2倍」となる搭乗者傷害（入通院／一時金）倍額払特約もあります。搭乗者傷害（入通院／一時金）倍額払特約の保険金をお支払いできない主な場合は、搭乗者傷害（入通院／一時金）特約と同じです。

搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

死亡・後遺障害を被った場合に、ご契約金額に応じた保険金を定額でお支払いします。
ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

補償内容の詳細

おケガの補償

保険金をお支払いする主な場合

自損傷害特約

相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償です。
ご契約のお車の単独事故等により、ご契約のお車に乗車中の方またはご契約のお車の保有者・運転者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、保険金をお支払いします。
※自賠責保険等の保険金が支払われない場合に限り補償の対象となります。

無保険車傷害特約

無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償です。
賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。記名被保険者が個人の場合(注1)、記名被保険者またはそのご家族(注2)の方は歩行中・自転車乗車中などの無保険車との自動車事故やご契約のお車以外の自動車に乗車中の無保険車との自動車事故も補償の対象となります。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
・損害防止費用　・権利保全行使費用
(注1)記名被保険者が法人で指定運転者を設定した場合は、次の①～③の方が補償の対象となります。
①指定運転者　②指定運転者の配偶者　③指定運転者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子
(注2)「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。

保険金をお支払いできない主な場合★

〈自損傷害特約・無保険車傷害特約共通〉
●P34の 保険金をお支払いできない主な場合★ の〈人身傷害保険・自動車事故特約・傷害一時金特約・搭乗者傷害(入通院／一時金)特約・搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約共通〉に該当する場合

〈無保険車傷害特約のみ〉
●台風、洪水または高潮によって発生した損害
等

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。
人身傷害対象事故に伴う、次の費用保険金をお支払いします。

①入院時人身傷害諸費用保険金
被保険者(注)が傷害を被り入院した場合に、次の費用をお支払いします。
●ホームヘルパー雇入費用　●介護ヘルパー雇入費用　●ベビーシッター雇入費用　●保育施設預け入れ費用
●ペットシッター雇入費用　●ペット専用施設預け入れ費用　●差額ベッド費用　●転院移送費用
※ペットは、犬または猫に限ります。
②後遺障害時人身傷害諸費用保険金

リハビリテーション訓練等保険金	被保険者(注)が特約に定める後遺障害を被った場合に、日常生活または社会生活を営むために必要な訓練、職業訓練等の費用をお支払いします。
福祉機器等取得費用保険金	被保険者(注)が特約に定める後遺障害を被った場合に、被保険者(注)の後遺障害による支障を補完または軽減するために必要かつ有益な福祉機器等の取得に要する費用をお支払いします。

(注)本特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に「自動車事故特約」がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合★

●P34の 保険金をお支払いできない主な場合★ の〈人身傷害保険・自動車事故特約・傷害一時金特約・搭乗者傷害(入通院／一時金)特約・搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約共通〉に該当する場合
●自動車事故特約がセットされている場合は、この特約で保険金をお支払いできない場合

お車の補償

保険金をお支払いする主な場合

車両保険

事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償です。
ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が限度となります。また、事故時に発生するさまざまな費用を補償する次の費用保険金をお支払いします。
・損害防止費用　・権利保全行使費用　等
※車両保険のご契約タイプには、補償範囲が広い「一般補償」と補償範囲を一部限定した「10補償限定」「7補償限定」の3通りがあります(P36参照)。

車両保険「10補償限定」特約

車両保険の補償範囲を限定し、他の自動車との衝突・接触(注1)や火災・爆発・盗難(注2)・台風・洪水等による損害についてのみ、車両保険金をお支払いします。
(注1)「あて逃げ」および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触」を含みます。
(注2)ご契約のお車が二輪自動車の場合、または車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難による損害は補償できません。
※補償範囲の詳細についてはP36をご参照ください。

車両保険「7補償限定」特約

車両保険の補償範囲を限定し、火災・爆発・盗難(注)・台風・洪水等による損害についてのみ、車両保険金をお支払いします。
(注)ご契約のお車が二輪自動車の場合は、盗難による損害は補償できません。
※1 補償範囲の詳細についてはP36をご参照ください。
※2 この特約は、車両保険をセットしたご契約(車両保険の免責金額が5万円または7万円の場合に限ります)にご希望によりセット可能です。ただし、ご契約のお車が原動機付自転車、農耕作業用自動車、A種工作車および機械装着車の場合は対象となりません。また、車両保険「10補償限定」特約、車両盗難対象外特約、車対車事故免責ゼロ特約、車両保険無過失事故特約、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約がセットされたご契約も対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合★

〈車両保険・車両保険「10補償限定」特約・車両保険「7補償限定」特約共通〉
●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
●無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に発生した損害
●詐欺または横領によって発生した損害
●ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他自然の消耗による損害
●故障による損害(バッテリー上がりを含みます)
●国または公共団体の公権力行使によって発生した損害
●タイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害を除きます)
●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に発生した損害
等

保険金をお支払いする主な場合

全損時諸費用特約

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に備えられます。
ご契約のお車が車両事故により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難された場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)(注)をお支払いします。
(注)新車特約をセットし、お車を買い替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金が支払われる場合は、新車保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払いします。
※保険金支払額が「2倍」となる全損時諸費用倍額払特約もあります。全損時諸費用倍額払特約の保険金をお支払いできない主な場合は、全損時諸費用特約と同じです。

新車特約

新車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償します。
車両事故(注1)により、ご契約のお車に次の①または②の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買い替えられた場合に、代替自動車の購入費用(新車保険価額(注2)を限度)をお支払いします。また、お車を修理する場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費について新車保険価額(注2)を限度にお支払いします。
①お車が修理できない場合、または修理費の額が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合
②修理費が新車保険価額の50%(内外装・外板部品のみの損傷の場合を除きます)以上となる場合
(注1)盗難事故については本特約のお支払対象となりません。ただし、盗難後ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでの間にご契約のお車に損害が発生したときは、本特約のお支払対象になります。
(注2)「新車保険価額」とは、保険契約締結の時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を基準に協定した価額をいいます。なお、新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合には、その新車の市場販売価格相当額を新車保険価額および新車保険金額とします。

車両超過修理費用特約

大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償します。
次の①および②の条件に該当する車両事故の場合に、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に実際の修理費を車両保険金としてお支払いします。
①ご契約のお車に車両保険金額を上回る修理費が発生した場合
②事故の日の翌日から6か月以内に、ご契約のお車を実際に修理完了した場合
※本特約の適用により車両保険金額を上回る車両保険金が支払われる場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金はお支払いしません。

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払いします。
ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。

『ハートフルリサイクル』(リサイクル部品使用特約)

車両事故時に環境にやさしいリサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料が割引となります。
車両事故に伴い、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要があった場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合★

●P35の 保険金をお支払いできない主な場合★ の〈車両保険・車両保険「10補償限定」特約・車両保険「7補償限定」特約共通〉に該当する場合

●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
●詐欺または横領によって発生した損害
●国または公共団体の公権力行使によって発生した損害
●戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質 等によって発生した損害
●次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
②保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　等
等

●P35の 保険金をお支払いできない主な場合★ の〈車両保険・車両保険「10補償限定」特約・車両保険「7補償限定」特約共通〉に該当する場合

車両保険のご契約タイプ

○補償します　✕ 補償できません

ご契約タイプ ＼ 補償する事故(注な事故例)	相手自動車との衝突・接触(相手が確認できる場合)	あて逃げ(相手が確認できない場合)	ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	火災・爆発	盗難(注2)	騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	台風・竜巻・洪水・高潮	落書、いたずら(注3)、窓ガラス破損	飛来中または落下中の他物との衝突	その他の偶然な事故(この表に記載の他の事故を除く)	歩行者・自転車・動物(注4)との衝突・接触	電柱・ガードレール等との衝突	墜落・転覆	地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✕(注5)
10補償限定(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✕	✕	✕	✕
7補償限定(注1)	✕	✕	✕	○	○	○	○	○	○	○	✕	✕	✕	✕

(注1)「10補償限定」とは「車両保険「10補償限定」特約」をセットしたご契約タイプ、「7補償限定」とは「車両保険「7補償限定」特約」をセットしたご契約タイプをいいます。
(注2)ご契約のお車が二輪自動車および原動機付自転車の場合、または車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難による損害は補償できません。
(注3)「いたずらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって発生した損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。
(注4)鳥類など飛来中の動物との衝突は「飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。
(注5)地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約をセットすることで、地震等保険金をお支払いします。この特約により、ご契約のお車が地震・噴火・津波により「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)をお支払いします。ご契約のお車の用途車種によってはお引受けできない場合もあります。

★次の場合には、地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約を除くすべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。

・地震・噴火、これらによる津波によって発生した損害・傷害
・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質　等によって発生した損害・傷害
・ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害・傷害
・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合　②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合　③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　等

補償内容の詳細

クルマのトラブルサポート

保険金をお支払いする主な場合

ロードサービス費用特約

事故や故障等により自力走行不能となり修理工場等にレッカー牽引・搬送された場合等に必要となる費用等を補償します。

ご契約のお車が自動車事故、故障等により自力走行不能となり修理工場等にレッカー牽引・搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合等に、次の費用等を補償します。

運搬費用保険金		自力走行不能となった現場から修理工場等までレッカー牽引・搬送するためまたは落輪等の際の路面への引き戻し作業等のために実際に負担した費用をお支払いします(1回の事故等につき、30万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額)限度(注1))。 ※この特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、この特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いできません。
修理後搬送費用保険金		ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度)。 ※修理工場が修理の一環としてサービスで行っている納車(いわゆる「納車サービス」)は対象となりません。
修理後引取費用保険金		ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度)。
臨時宿泊費用保険金		ホテル等に臨時に宿泊するために実際に負担した1泊分の費用をお支払いします(1回の事故等、1名につき15,000円限度)。
臨時帰宅・移動費用保険金		ご自宅またはご契約のお車の出発地へ移動するために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故等、1名につき20,000円限度)。
代車の補償(注2)	代車のご提供(「代車提供型」の場合)	修理等のために代車を借りる必要があった場合に、その期間中の代車(排気量が1,300c.c.以下の自家用小型乗用車のレンタカー(注3))を30日(故障等の場合は15日)を限度にご提供します。
	レンタカー費用保険金(「レンタカー費用型」の場合)	修理等で使用できなくなった場合に発生するレンタカー費用について、実際に負担した「1日あたりのレンタカー費用(7,000円限度(注4))」にレンタカー使用日数(30日(故障等の場合は15日)を限度とします)を乗じた額をお支払いします。

(注1)ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、1回の事故等について15万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い金額)を限度にお支払いします。
(注2)ご契約のお車の用途車種が自家用8車種または自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)の場合は、ご契約に際して「代車提供型」または「レンタカー費用型」のいずれかを選択いただきます(代車補償対象外特約をセットした場合は、代車の補償は対象となりません)。その他の用途車種の場合またはレンタカー、教習用自動車の場合は、代車補償対象外特約が自動的にセットされ、代車の補償は対象となりません(代車補償拡張特約をセットしたご契約を除きます)。
(注3)代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した代車クラスに応じたレンタカーをご提供します。
(注4)代車補償拡張特約をセットした場合は、代車補償拡張特約で設定した保険金日額を限度にお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合☆

〈ロードサービス費用特約・代車補償拡張特約共通〉
- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
- 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に発生した損害

等

〈ロードサービス費用特約のみ〉
- ご契約のお車の走行不能の発生原因が、キーの紛失、燃料切れ(電欠等を除きます)等の場合
- 積雪、降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ等を直接の原因とするご契約のお車の走行不能によって被保険者が被る損害
- ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場等において発生した事故等によって被保険者が被る損害(臨時宿泊費用保険金および臨時帰宅・移動費用保険金に限ります)

等

ロードサービス費用特約にはロードアシスタンスサービスがセットされます。

レッカー現場急行サポート　24時間365日

ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出動業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽引・搬送や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います。

※1 これらにかかる費用はロードサービス費用特約で補償します。
※2 スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。

クイック修理サービス　24時間365日

ご契約のお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。

- バッテリー上がり(ジャンピング等)
- タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)
- ガス欠(注)
- キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)
- その他(30分以内の現場での応急作業)

(注)外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。
※1 バッテリー上がり・ガス欠の場合のサービスのご提供は、保険期間(ご契約期間)中それぞれ1回(保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回)のみ無料となります。ただし、フリート契約・ノンフリート多数割引(P30参照)適用契約は回数の制限がありません。
※2 パンクしたタイヤの修理はサービスの対象となりません。
※3 自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。
※4 セキュリティ装置付き車両等の開錠は対象となりません。

【お客さまがJAF会員の場合】
お客さまがJAF会員の場合、JAFを優先手配します。あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターにご連絡をいただき、(株)安心ダイヤルがJAFに手配を行い、当社「クイック修理サービス」の範囲を超え、有料となる費用が発生した場合は、保険期間中1回(注)に限り4,000円を限度に費用が無料となります。
(注)保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回となります。

- ロードアシスタンスサービスは、ロードサービス費用特約をセットしたご契約にご提供します。
- ロードアシスタンスサービスの対象となる自動車は、保険証券・保険契約継続証に記載されたご契約のお車となります。
  ※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。また、「ファミリーバイク(人身傷害型)特約」「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」対象の原動機付自転車、「他車運転特約」対象のお車等、ご契約のお車以外の自動車は対象となりません。
- ロードアシスタンスサービスをご利用いただける方は、ご契約のお車に乗車中の方(一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故または故障・トラブルの前後の状況から乗車していたとみなされる方を含みます)となります。ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中の方はご利用いただけません。
- 台風・暴風・豪雪等の気象状況、一部離島、一般車両が通行できない道路、故意または重大な過失、無資格・飲酒(酒気帯び)運転、地震・噴火などによりこのサービスが実施できない場合など、サービスをご提供できない場合がありますのでご注意ください。
- 出動業者の現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 提携会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用があると判断した場合は、サービスの提供を停止させていただくことがあります。
- ロードアシスタンスサービスは、当社の提携会社である(株)安心ダイヤルがご提供します。
- ロードアシスタンスサービスは、提携会社の取次ぎまたは手配により、出動業者の責任において行われるものとし、ご提供したサービスに起因する車両損害等については当社および当社の提携会社である(株)安心ダイヤルはその責任を負わないものとします。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください(Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします)。

ロードアシスタンスサービス
24時間365日 0120-024-024 無料
＊おかけ間違いにご注意ください。　＊音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ロードアシスタンスサービスのご利用の際は、あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター(0120-024-024)に必ず事前にご連絡ください。お客さまご自身で修理業者を手配された場合は、クイック修理サービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー牽引・搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますので、ご契約の代理店・扱者または当社へご連絡ください。

クルマのトラブルサポート

保険金をお支払いする主な場合

代車補償拡張特約

ロードサービス費用特約のご契約区分が「代車提供型」の場合
自動車事故によりご契約のお車の修理等のために代車を借りる必要があった場合に、その期間中の代車(ご契約の代車クラス(注1)に応じたレンタカー)を30日を限度にご提供します。
※1 ロードサービス費用特約により代車をご提供する場合は、本特約から代車をご提供しません。
※2 この特約(「代車提供型」の場合)は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種、自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)の場合(レンタカーおよび教習用自動車は除きます)で、ロードサービス費用特約をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。
(注1)ご契約の代車クラスに応じてご提供するレンタカーの規格は以下のとおりです。

代車クラス	ご提供するレンタカーの規格
J1	排気量が1,000～1,300c.c.クラスの乗用車
J2	排気量が1,300～1,500c.c.クラスの乗用車
J3	排気量が1,500～1,800c.c.クラスの乗用車
J4	排気量が2,000～2,500c.c.クラスの乗用車
H1	排気量が1,300～1,500c.c.クラスの乗用車(ハイブリッド車(注2))
H2	排気量が1,500～1,800c.c.クラスの乗用車(ハイブリッド車(注2))
W1	排気量が1,500～2,000c.c.クラスのワゴンタイプの乗用車
W2	排気量が2,000～2,700c.c.クラスのワゴンタイプの乗用車
K1	軽四輪乗用車
K2	軽四輪貨物車
V1	排気量が1,500～1,600c.c.クラスのバンタイプの貨物車
V2	排気量が2,000c.c.クラスのバンタイプの貨物車
T1	最大積載量が0.5～1.0トンクラスのトラックタイプの貨物車
T2	最大積載量が2トンクラスのトラックタイプの貨物車

(注2)ハイブリッド車を手配できないときは、ガソリン車を提供させていただく場合があります。

ロードサービス費用特約のご契約区分が「レンタカー費用型」の場合
自動車事故によりご契約のお車が修理等で使用できなくなった場合に発生するレンタカー費用について、被保険者が実際に負担した「1日あたりのレンタカー費用(保険証券・保険契約継続証に記載された保険金日額を限度とします)」にレンタカー使用日数(30日を限度とします)を乗じた額をお支払いします。
※1 ロードサービス費用特約によりレンタカー費用保険金をお支払いする場合は、本特約からレンタカー費用保険金をお支払いしません。
※2 この特約(「レンタカー費用型」の場合)は、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種、自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)、自家用バス、普通ダンプカー(最大積載量2トン以下)、普通ダンプカー(最大積載量2トン超)、小型ダンプカー、特種用途自動車(キャンピング車以外)、A種工作車(クレーン・ショベル付)、A種工作車(その他)およびB種工作車の場合(レンタカーおよび教習用自動車は除きます)で、ロードサービス費用特約をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

保険金をお支払いできない主な場合☆

- P37の 保険金をお支払いできない主な場合☆ の〈ロードサービス費用特約・代車補償拡張特約共通〉に該当する場合

その他の補償

弁護士費用(自動車事故型)特約

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故によって身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における次の費用について、保険金をお支払いします。
- 弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度(注))
- 法律相談費用(10万円限度)

被保険者(補償の対象となる方)
①記名被保険者
②記名被保険者の配偶者
③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子
⑤上記①から④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
⑥上記①から⑤以外の方で、①から④の方が自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
⑦上記①から⑥以外の方で、ご契約のお車の所有者。ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限ります。
※次の方は補償対象外となります。
・極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に乗車中の方
・業務として自動車を受託している自動車取扱業者

(注)弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。
※弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。

〈弁護士費用(自動車事故型)特約・弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約・弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約共通〉
- 台風、洪水または高潮によって発生した損害
- 被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した事故による損害
- 無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または交通乗用具を運転している場合に発生した事故による損害
- 左記①から④の方の使用者の業務(家事を除きます)のために、ご契約のお車以外のその使用者が所有する自動車に乗車中に発生した事故による損害
- ご契約のお車以外の自動車に競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために乗車中、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において乗車中に発生した事故による損害
- 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって発生した事故による損害
- 被害事故における賠償義務者または無責事故における損害賠償請求を行う方が次のいずれかに該当する場合
  ①被保険者の配偶者
  ②被保険者の父母または子。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。

等

★次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。

・地震・噴火、これらによる津波によって発生した損害・傷害
・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質　等によって発生した損害・傷害
・ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害・傷害
・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合　②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合　③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　等

補償内容の詳細

その他の補償

弁護士費用（自動車・日常生活事故型）特約

保険金をお支払いする主な場合

弁護士費用(自動車事故型)特約の対象となる事故に加え、日本国内で発生した偶然な事故(注1)によって、被保険者が身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合の次の費用について、保険金をお支払いします。
●弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度(注2))　●法律相談費用(10万円限度)

被保険者(補償の対象となる方)

自動車事故については、次のいずれかに該当する方。
①記名被保険者　②記名被保険者の配偶者　③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子
⑤上記①から④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
⑥上記①から⑤以外の方で、①から④の方が自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に乗車中の方
⑦上記①から⑥以外の方で、ご契約のお車の所有者。ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限ります。
自動車事故以外の日本国内で発生した偶然な事故については、上記①から④のいずれかに該当する方
※次の方は補償対象外となります。
・極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に乗車中の方
・業務として自動車を受託している自動車取扱業者

(注1) 対象の事故を被保険者が自転車に乗車中に発生した事故、または相手の方が自転車に乗車中にその自転車の運転に起因する事故に限定した弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約もあります。弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約は、記名被保険者が個人で、自転車賠償特約をセットしたノンフリート契約にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。
(注2) 弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。
※1 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。
※2 P20の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。
※3 この特約は、記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。ご契約に際しては、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約のいずれかを選択いただきます。

保険金をお支払いできない主な場合☆

●P38の 保険金をお支払いできない主な場合☆ の〈弁護士費用（自動車事故型）特約・弁護士費用（自動車・日常生活事故型）特約・弁護士費用（自動車・自転車事故型）特約共通〉に該当する場合
●ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
●被保険者の業務遂行に直接起因する事故
●婚姻、離婚、親子関係、養子、親権、扶養または相続にかかわる損害
●売買、金銭消費貸借契約、賃借権、雇用、請負、委任、寄託、斡旋、仲介、サービス・役務の提供またはその他の契約等にかかわる債務の不履行にかかわる損害
等

他車運転特約

保険金をお支払いする主な場合

借りたお車での事故をご自身の保険で補償します。
記名被保険者またはそのご家族(注1)の方(注2)が、他人の自動車(注3)を臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)に起こした事故について、他人の自動車(注3)をご契約のお車とみなして(注4)、ご契約のお車の契約条件に従い保険金(対人賠償(注5)・対物賠償(注6)・人身傷害(注7)・自損傷害・無保険車傷害・車両(注8))(注9)をお支払いします。
(注1)「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。以下同様とします)の子をいいます。
(注2) 記名被保険者またはそのご家族(注1)の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限ります)も被保険者に含みます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故および対物事故に限ります。
(注3)「他人の自動車」とは、ご契約のお車以外の自動車であって、次の①～③の条件をすべて満たしている自動車をいいます。
①用途車種が自家用8車種であること
②記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。以下同様とします)または常時使用する自動車でないこと
③記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が所有または常時使用する自動車を自ら運転者として運転中の場合は、その自動車でないこと
(注4) 運転者限定・運転者年令条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。
(注5) 対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約をセットする場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注6) 対物超過修理費用特約がセットされた場合は、この特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注7) 傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約をセットする場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注8) 全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約をセットする場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。また、保険証券・保険契約継続証に記載された金額にかかわらず、損害が発生した時および場所における他人の自動車の価額(他人の自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます)を車両保険金額とし、保険証券・保険契約継続証に記載された車両保険の免責金額を適用します。
(注9) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
※1 この特約は、記名被保険者が個人の場合、または法人で指定運転者を設定した場合で、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合に自動的にセットされます。
※2 指定運転者が設定されているご契約では、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えて適用します。
※3 記名被保険者が個人の場合、または法人で指定運転者を設定した場合で、ご契約のお車の用途車種が自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合は「他車運転(二輪・原付)特約」がセットされます。「他車運転特約」とは保険金をお支払いする条件等が異なりますので、詳しくは代理店・扱者または当社までお問合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合☆

●各補償項目で保険金をお支払いできない場合
●次のいずれかに該当するときに発生した事故により、被保険者が被った損害または傷害
①運転者の使用者の業務(家事を除きます)のために、その使用者の所有する自動車を運転している場合
②運転者が役員となっている法人の所有する自動車を運転している場合
③運転者が、他人の自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでその自動車を運転している場合
等

臨時代替自動車特約

ご契約のお車が整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、記名被保険者が臨時に借用した自動車(注1)を使用しているときの事故について、臨時に借用した自動車(注1)をご契約のお車とみなして(注2)、ご契約のお車の契約条件に従い保険金(対人賠償(注3)・対物賠償(注4)・人身傷害(注5)・自損傷害・無保険車傷害・車両(注6))(注7)をお支払いします。
(注1) 記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子およびこれらの方の役員・使用人が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます)する自動車を除きます。
(注2) 運転者限定・運転者年令条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。
(注3) 対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約をセットする場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注4) 対物超過修理費用特約がセットされた場合は、この特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注5) 傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約をセットする場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注6) 全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約をセットする場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。また、保険証券・保険契約継続証に記載された金額にかかわらず、損害が発生した時および場所における臨時に借用した自動車の価額(臨時に借用した自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます)を車両保険金額とし、保険証券・保険契約継続証に記載された車両保険の免責金額を適用します。
(注7) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。

●各補償項目で保険金をお支払いできない場合

その他の補償

日常生活賠償特約

保険金をお支払いする主な場合

日常生活の賠償事故を補償します。
日本国内外における記名被保険者の居住の用に供される住宅(注1)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、記名被保険者またはそのご家族(注2)の方(注3)の日常生活(注4)に起因する偶然な事故(注5)により、他人を死傷させたり他人の財物を損壊させたこと、または日本国内で電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、日常生活賠償保険金をお支払いします。(注6)
(注1) 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。
(注2)「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。
(注3) 記名被保険者またはそのご家族(注2)の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限ります)も被保険者に含みます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
(注4) 記名被保険者の居住の用に供される住宅以外の不動産や自動車(ゴルフ場におけるゴルフカートを除きます)および原動機付自転車の所有、使用または管理による事故はお支払いの対象となりません。
(注5) 対象の事故を日本国内での記名被保険者またはそのご家族(注2)の方(注3)の自転車乗車中にその自転車の運転に起因して発生した偶然な事故に限定した自転車賠償特約もあります。
(注6) 日本国内での事故に対しては、支払限度額がありません(保険金額は無制限です)。日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。
※1 日本国外での事故については示談交渉を行いません。
※2 P40の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。
※3 この特約は、記名被保険者が個人のノンフリート契約にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合☆

●保険契約者または被保険者の故意によって発生した損害
●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
●専ら被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
●被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
●被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
●航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)または銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
等

車内外身の回り品特約

大切な身の回り品の損害を補償します。
ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷台・パニアケース等に積載した、日常生活で使用する個人所有の身の回り品(外出中(注)に車外で携行した場合または一時的に持ち出した場合の身の回り品を含みます。また、ご契約のお車に乗車中の方が携行している場合は、車室内に積載された状態とみなします)に発生した次の①または②の事故による損害に対して、車内外身の回り品保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき30万円が限度となります。

①ご契約のお車で外出中に身の回り品に発生した偶然な事故
②上記①以外で身の回り品に発生した偶然な事故(ただし、ご契約のお車と同時に損害が発生している場合に限ります)

(注) ご契約のお車を日常保管している車庫から出発してその保管場所に戻ってくるまでの間(その間の一時駐車を含みます)をいいます。ただし、その行程中にご契約のお車を駐車して、他の交通機関に乗り換えた場合には、その時点からご契約のお車に再度戻るまでの間は補償の対象となりません。
※「身の回り品に含まれない物」(下記参照)は補償の対象となりませんのでご注意ください。

●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した損害
●ご契約のお車の屋根もしくはトランク上に設置されたキャリア等の装置に固定された身の回り品の盗難によって発生した損害
●置き忘れまたは紛失によって発生した損害
●ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した損害
●身の回り品に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
●身の回り品に発生したすり傷、かき傷、塗料のはがれその他の単なる外観上の損傷であって、身の回り品の機能に直接関係のない損害
●故障による損害
●次の方が無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合に発生した損害
①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方
②ご契約のお車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく買主、リース契約車両の借主
③①、②の業務に従事中の使用人
④①、②の父母、配偶者または子
等

<ご参考>車内外身の回り品特約において身の回り品に含まれない物

①船舶(注1)、航空機およびこれらの付属品　②自動車(原動機付自転車を含みます)およびその付属品(自動車に定着(注2)または装備(注3)されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器(注4等)、付属機械装置(注5)および自動車の原動機用燃料タンク内の燃料　③自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品　④ラジオコントロール模型およびその付属品　⑤パソコンおよびその付属品　⑥携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品。ただし、携帯式ゲーム機およびその付属品については、身の回り品として取り扱います。　⑦眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物　⑧動物および植物等の生物　⑨通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書(注6)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー(注7)、乗車券等(注8)その他これらに類する物　⑩証書(注9)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、身の回り品として取り扱います。　⑪テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体自体については、身の回り品として取り扱います。　⑫商品、見本品、事業用什器・備品・機械装置・道具　⑬事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物
(注1) 船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。　(注2) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。　(注3) 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。　(注4) ETC車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。　(注5) 付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
(注6) 預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。　(注7) 電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。　(注8) 乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。　(注9) 証書には、運転免許証、パスポートを含みます。

複数のご契約があるお客さまへ

日常生活賠償特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、この特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※なお、複数あるご契約のうち、日常生活賠償特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

★次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。
・地震・噴火、これらによる津波によって発生した損害・傷害
・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質　等によって発生した損害・傷害
・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合　②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合　③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　等

補償内容の詳細

その他の補償

保険金をお支払いする主な場合

ファミリーバイク(人身傷害型)特約
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

原動機付自転車の事故を補償します。

記名被保険者またはそのご家族(注1)の方(注2)が、特約に定める原動機付自転車(借用したものを含みます)で起こした事故について、原動機付自転車をご契約のお車とみなして(注3)、ご契約のお車のご契約条件に従い、次の保険金(注4)をお支払いします。ご契約に際しては、ファミリーバイク(人身傷害型)特約またはファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約のいずれかを選択いただきます。

ファミリーバイク(人身傷害型)特約の場合
・対人賠償(注5)　・対物賠償(注6)　・人身傷害(注7)
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約の場合
・対人賠償(注5)　・対物賠償(注6)　・自損傷害　・無保険車傷害

(注1)「ご家族」とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。
(注2)記名被保険者またはそのご家族(注1)の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)に限ります)も被保険者に含みます。ただし、その責任無能力者に関する対人事故および対物事故に限ります。
(注3)運転者限定・運転者年令条件を設定している場合であっても、記名被保険者またはそのご家族(注1)の方が原動機付自転車を使用中に起こした事故等は補償の対象となります。
(注4)不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約がセットされた場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注5)対人臨時費用特約、対歩行者等傷害特約をセットする場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注6)対物超過修理費用特約の保険金もお支払いの対象となります。
(注7)傷害一時金特約、傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約をセットする場合は、これらのセットされた特約の保険金もお支払いの対象となります。
※1 P42の 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。
※2 ファミリーバイク(人身傷害型)特約は、記名被保険者が個人、ご契約のお車が自家用8車種の場合(レンタカーおよび教習用自動車は除きます)で、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険をセットしたノンフリート契約にご希望によりセット可能です。ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約は、記名被保険者が個人、ご契約のお車が自家用8車種の場合(レンタカーおよび教習用自動車は除きます)で、対人賠償保険、対物賠償保険とあわせて、人身傷害保険または「自損傷害特約・無保険車傷害特約」をセットしたノンフリート契約にご希望によりセット可能です。

企業・団体見舞費用特約

ご契約のお車の対人事故・対物事故により負担する見舞金等の費用を補償します。

ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する対人・対物事故により、当社の事前承認を得て見舞金等の費用(注)を負担した場合に、保険金をお支払いします。ただし、対物事故については、対物被害者1名の損害の額が20万円以上となる場合に限ります。
(注)香典・見舞金、見舞品・供物の購入費用、葬儀参列・見舞いのための交通費・宿泊費　等

対人賠償使用人災害特約

対人賠償保険で補償されない「業務中の従業員を死傷させた場合」も補償します。

対人賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故の範囲を拡大し、記名被保険者である事業主の業務に従事中の従業員の方を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合にも、対人賠償保険金をお支払いします。

搭乗者傷害事業主費用特約

役員・従業員が死亡・後遺障害を被った場合に、事業主が臨時に負担する費用を補償します。

自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の記名被保険者の役員・使用人の方が死亡または後遺障害を被った場合に、記名被保険者である事業主が、葬儀費用・香典・代替者求人採用費用等を臨時に負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
※1 10万円を超える費用(後遺障害の場合は程度に応じて5万円または3万円を超える費用)に対しては、支出を証明する書類の提出が必要となります。
※2 補償対象者の遺族または補償対象者に支払われた香典、弔慰金等の費用については100万円(後遺障害の場合は程度に応じて30万円、50万円、100万円)限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合☆

●各補償項目で保険金をお支払いできない場合
●対人事故または対物事故で次のいずれかに該当する場合
①被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします)のために、被保険者の使用人が運転している間に発生した事故
②被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に発生した事故
③被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、その原動機付自転車を運転している間に発生した事故
等

〈対人事故・対物事故共通〉
●次のいずれかに該当する事由によって発生した見舞金等の費用を負担することによって被る損害
(1)保険契約者または記名被保険者の故意
(2)台風、洪水または高潮
(3)ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用すること　等
〈対人事故のみ〉
●対人事故により次の①～④のいずれかに該当する方が死傷した場合に、それによって発生した見舞金等の費用
①記名被保険者またはその配偶者
②記名被保険者の父母または子。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
③ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
④ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
⑤記名被保険者の業務(家事を除きます)に従事中の使用人
⑥記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
●対人被害者が対人事故により、医師の治療を受けない場合。ただし、対人被害者が死亡した場合を除きます。
〈対物事故のみ〉
●対物事故により次の①～③のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が損壊した場合に、それによって発生した見舞金等の費用
①記名被保険者またはその配偶者
②記名被保険者の父母または子。ただし、記名被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
③ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
④ご契約のお車を運転中の方の父母または子。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
⑤記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

●P32の 保険金をお支払いできない主な場合☆ の〈対人賠償保険・対人臨時費用特約共通〉に該当する場合

以下の事由によって発生した傷害による損害
●補償対象者の故意または重大な過失によって、その本人に発生した傷害
●補償対象者が無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態でご契約のお車を運転している場合に、その本人に発生した傷害
●補償対象者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中に発生した傷害
●補償対象者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為によって、その本人に発生した傷害
●補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって、その本人に発生した傷害
●ご契約のお車を競技もしくは曲技(これらのための練習を含みます)のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって発生した傷害
等

その他の補償

保険金をお支払いする主な場合

対物賠償非所有管理財物特約

対物賠償保険で補償されない「他人から借りて管理中の財物を壊してしまった場合」も補償します。

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故の範囲を拡大し、取引先等から借りて使用または管理する建物、設備・装置、什器・備品等の財物(注)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合にも、対物賠償保険金をお支払いします。
(注)「非所有管理財物に含まれないもの」(下記参照)は補償の対象となりませんのでご注意ください。

運送業者受託貨物賠償特約

荷主等から引き受けた貨物の損害や、荷役作業に伴う対人事故・対物事故を補償します。

受託貨物賠償保険金
偶然な事故によって、ご契約のお車の車室内・トランク内・正規の荷台に積載中の記名被保険者が荷主等から運送を引き受けた貨物(注)に損害が発生し、荷主等に対する法律上および契約上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
(注)下記は除きます。以下この特約において同様とします。
①貨紙幣
②小切手・印紙・商品券等
③金・銀・白金の地金、イリジウム・タングステンその他の稀金属
④1点30万円以上の宝石・貴金属製品・書画・骨董品・美術品
⑤稿本(本などの原稿)・設計図・帳簿などこれらに類するもの
⑥土木・建築関係などの模型類
⑦はく製・標本類
⑧動物および植物等の生物
⑨ばら積貨物
⑩テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体自体については、保険の対象に含みます。

荷役作業賠償保険金
ご契約のお車の車室内・トランク内・正規の荷台への記名被保険者が荷主等から運送を引き受けた貨物の積込み作業や保管場所までの荷卸し作業、および他の自動車への積替え作業中に、他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合☆

●P32の 保険金をお支払いできない主な場合☆ の〈対物賠償保険・対物超過修理費用特約共通〉に該当する場合
●次のいずれかに該当する事由によって非所有管理財物に損害が発生した場合
①自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって発生した自然発火または自然爆発、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発、昇華その他類似の事由
②目減り、原因不明の数量不足
③盗難または紛失
●通常の作業工程上発生した修理(点検を含みます)もしくは加工の拙劣または仕上不良等により非所有管理財物の損壊によって被保険者が被る損害(火災または爆発が発生した場合を除きます)
●地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴って発生した次のいずれかの場合
①土地の沈下、隆起、移動もしくは振動または土砂崩れによって土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地が滅失、破損もしくは汚損された場合
②土地の軟弱化または土砂の流出によって、地上の構築物(基礎および付属物を含みます)、その収容物または土地が滅失、破損もしくは汚損された場合
③地下水の増減が発生した場合
等

以下の事由によって発生した傷害による損害
●保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の使用人の故意
●貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって発生した自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
●荷造りの不完全
●輸送用具、輸送方法または輸送従事者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方の使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかったときを除きます。
●運送の遅延
●間接損害(各保険金に定められた費用を除きます)
●水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
●捕獲、だ捕、抑留または押収
●検疫または公権力による処分
●ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
●10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的・騒動的な行動および暴行(放火、盗取を含みます)ならびにこれらに関連して発生した事件
●原子核反応、原子核の崩壊
●貨物が陸上(湖川を含みます)にある間の地震・噴火・津波、またはこれに関連のある火災その他類似の事故
等

<ご参考>対物賠償非所有管理財物特約において非所有管理財物に含まれない物

①ご契約のお車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランク(注1)内に収容(注2)または荷台もしくはキャリア(注3)に固定されている財物　②記名被保険者(注4)、記名被保険者の配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族の日常生活の用に供する財物　③商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材等　④通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書(注5)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー(注6)、乗車券等(注7)その他これらに類する物　⑤証書(注8)、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、敷章、き章、免許状、その他これらに類する物。ただし、印章は非所有管理財物に含みます。　⑥貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに類する物　⑦船舶(注9)、航空機、車両(注10)およびこれらの付属品　⑧テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体自体については、非所有管理財物に含みます。　⑨動物、植物等の生物　⑩法令の規定、公序良俗に違反する動産
(注1)トランクには、二輪自動車または原動機付自転車の荷台等に設置されたパニアケースを含みます。　(注2)車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容とは、搭乗中の者が携行している状態の場合は、車室内に収容されている状態に含みます。　(注3)キャリアとは、自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。　(注4)記名被保険者とは、記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者の理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注5)預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。　(注6)電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。　(注7)乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。　(注8)証書には、運転免許証、パスポートを含みます。　(注9)船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。　(注10)車両とは、原動力が専ら人力であるものを除きます。
※非所有管理財物は、記名被保険者が使用または管理する財物とします。ただし、次のいずれかに該当する方の所有する財物を除きます。
①記名被保険者　②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者　③ご契約のお車を運転中の方の父母または子(ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります)　④被保険者またはその配偶者　⑤被保険者の父母または子(ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります)
⑥記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその役員(理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます)

複数のご契約があるお客さまへ

ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。
※なお、複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

★次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。

・地震・噴火、これらによる津波によって発生した損害・傷害
・戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質　等によって発生した損害・傷害
・次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合　②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合　③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　等

補償内容の詳細

その他の補償

保険金をお支払いする主な場合

事業用積載動産特約

積載した商品・什器（じゅう）・備品等の損害を補償します。

ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷台等に積載した、商品や什器（じゅう）・備品等（事業用積載動産といいます）に発生した次の①から③の事故による損害に対して、保険金をお支払いします。

①衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、風雹（ひょう）雪災、その他の偶然な事故によって、ご契約のお車と同時に事業用積載動産に損害が発生した事故
②窃盗または強盗
③台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災

※1 紛失は対象となりませんのでご注意ください。
※2「事業用積載動産に含まれない物」（下記参照）は補償の対象となりませんのでご注意ください。

<ご参考>事業用積載動産特約において事業用積載動産に含まれない物

①船舶（注1）、航空機およびこれらの付属品
②自動車（原動機付自転車を含みます）およびその付属品（自動車に定着（注2）または装備（注3）されている物、ならびに車室内でのみ使用することを目的として自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器（注4）等）、付属機械装置（注5）および自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
③自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品
④ラジオコントロール模型およびその付属品
⑤パソコンおよびその付属品
⑥携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
⑦眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢その他これらに類する物
⑧動物および植物等の生物
⑨通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書（注6）、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー（注7）、乗車券等（注8）その他これらに類する物
⑩証書（注9）、帳簿、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、事業用積載動産として取り扱います。
⑪テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物。ただし、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体自体については、事業用積載動産として取り扱います。
⑫冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物
⑬ガラス、陶磁器、ガラス製品、鏡、石製品、石こう製品、かわら、スレート、土管、セメント・コンクリート製品、れんが
⑭被保険者の役員または使用人の所有物

（注1）船舶には、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
（注2）定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で自動車本体に固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。
（注3）装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。
（注4）ETC車載器とは、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
（注5）付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
（注6）預貯金証書とは、預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
（注7）電子マネーとは、決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたものをいいます。
（注8）乗車券等とは、鉄道、船舶、航空機等の乗車船券および航空券、宿泊券、観光施設利用券ならびに旅行券をいい、定期券および回数券を含みます。
（注9）証書には、運転免許証、パスポートを含みます。

保険金をお支払いできない主な場合☆

以下の事由によって発生した損害

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失
- 事業用積載動産の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意または重大な過失
- 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- 事業用積載動産の紛失
- 詐欺または横領
- ご契約のお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために使用すること、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用すること
- 事業用積載動産の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって発生した損害
- 事業用積載動産に加工をほどこした場合、加工着手後に発生した損害
- 事業用積載動産に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって発生した損害
- 偶然な外来の事故に直接起因しない事業用積載動産の電気的事故または機械的事故によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方が単独に、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗その他の不正行為によって事業用積載動産に発生した損害
  ①被保険者または保険金を受け取るべき方の法定代理人
  ②被保険者または保険金を受け取るべき方の同居の親族
  ③被保険者または保険金を受け取るべき方の従業員
- 窃盗または強盗発生後60日以内に覚知することができなかった窃盗または強盗による損害
- 事業用積載動産に発生したすり傷、かき傷または塗料のはがれその他の単なる外観上の損傷であって事業用積載動産の機能に直接関係のない損害
- 楽器の弦（ピアノ線を含みます）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
- 楽器の音色または音質の変化
- 被保険者の役員または従業員が次のいずれかに該当する場合に発生した損害
  ①闘争行為、自殺行為または犯罪行為を行った場合
  ②法令により定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合
  ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合
  ④道路交通法第65条第1項に定める**酒気帯び運転**またはこれに相当する状態で自動車を運転している場合

等

★次の場合には、すべての補償項目において、保険金をお支払いすることはできません。

- **地震・噴火、これらによる津波によって発生した損害・傷害**
- 戦争、武力行使・革命・内乱等の事変、暴動、核燃料物質　等によって発生した損害・傷害
- 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。
  ①保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合　②保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合　③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合　等

万一、お手続きをお忘れになった場合のサポート機能

ご契約内容の変更手続きや継続契約の手続きをうっかりお忘れになった場合に備え、次のサポート機能をご用意しています。

■ご契約のお車の入替自動補償特約

ご契約のお車の所有者が法人のフリート契約を除き自動的にセットされます。

新たにお車を取得し、廃車・譲渡・リース業者へ返還したご契約のお車と入替をする場合で、所定の条件を満たすときは、新たなお車の取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きを行っていただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たなお車をご契約のお車とみなして補償します（注）（取得日以降の期間に対する追加保険料の払込みが条件です）。
（注）車両保険については、新たなお車を取得した時および場所における新たなお車の価額を車両保険金額とします。

■運転者限定特約・運転者年令条件特約

運転者限定や運転者年令条件を変更しなければならない以下のいずれかの場合に、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更の手続きを行っていただくことにより、変更後の補償内容を適用します（追加保険料の払込みがない間は適用しません）。

①運転者限定	・保険契約締結日（注1）以降に、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日（注1）以降に、新たに記名被保険者またはその配偶者（注2）の同居の親族・別居の未婚の子に該当した場合
②運転者年令条件	・保険契約締結日（注1）以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日（注1）以降に、新たに記名被保険者の配偶者（注2）、記名被保険者またはその配偶者（注2）の同居の親族に該当した場合

（注1）継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。
（注2）婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方は含みません。

⚠ 契約内容変更の手続きが、事実発生日の翌日から起算して31日目以後の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の保険金のみのお支払いとなります（満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いしません）。

■継続手続特約

任意セット

満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合（お客さまと連絡が取れない場合等）に、自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います。満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡（注1）を行ったり、お客さまから継続しない旨の申出があった場合は自動的に継続しません。（注2）

（注1）過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
（注2）所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

⚠
- 口座振替等のキャッシュレスで契約していただく場合に限りセットできます。ただし、ノンフリート多数割引（P30参照）が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- 代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。

クルマの安心サポート

自動セット

■健康・医療・介護ご相談（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供／介護のご相談）
■クルマのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談／税務のご相談）
■ベテランドライバーサポート（安全運転のご相談）

クルマの安心サポート
良い サービス コール
0120-4132-56 無料
＊おかけ間違いにご注意ください。
＊音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または記名被保険者の**お名前**、ご加入の**保険商品名**の他、証券番号またはサービスガイドに掲載された**サービスご利用番号（4桁）**が必要になります。

⚠
- クルマの安心サポートをご利用いただける方は、保険契約者または記名被保険者となります。保険契約者または記名被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。
  ※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。
- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- クルマの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- クルマの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社がご提供します。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共にお送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください（Web約款を選択いただいた場合には、当社ホームページから「マイページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします）。

契約概要のご説明

契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いします。

1.商品の仕組み

タフビズ事業用自動車総合保険(一般総合自動車保険)は大きく分けて「相手への賠償」、「おケガの補償」、「お車の補償」、「その他の補償」等により構成されています。

2.補償内容/セットできる主な特約およびその概要

P9～24、P32～43をご参照ください。なお、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

3.保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

4.保険期間および補償の開始・終了時期

・保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。
・補償は始期日の午後4時(注)に始まり、満期日の午後4時に終わります。
(注)保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

5.保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」・「ご契約のお車の種類」・「補償内容」・「保険金額」等により決定します。お客さまが実際に払い込む保険料は、保険申込書・継続確認書でご確認ください。

6.保険料の払込方法

・ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。P31をご参照ください。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者によっても取り扱いできない場合があります。
・また、一時払の場合は、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます(注)。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。
(注)現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

7.満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

8.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申出ください。ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。また、始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター **0120-721-101** (無料)

・受付時間 [平日9:00～17:00(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)]

事故・故障が発生した場合は

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター **0120-024-024** (無料)

・受付時間[24時間365日]
・おかけ間違いにご注意ください。
・IP電話からは**0276-90-8850(有料)**におかけください。

指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。
・IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

環境配慮と社会貢献への取組み

ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています!

下記注意事項もご確認ください

お客さまのパソコンやスマートフォンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。

お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

地球環境に配慮した割引・特約をご用意しています。

ECO

●ECOカー割引(先進環境対策車割引) ●ドーン!とおまかせ(耐損傷性・修理性割引) ●ハートフルリサイクル(リサイクル部品使用特約)
※割引・特約の適用にあたっては条件があります。

ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

●「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「マイページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。
●ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
●ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません(一部選択できないご契約があります)。
●ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
●ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「マイページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。
●ペーパーレス保険証券を選択されたお客さまへ送付される「ご契約内容 確認方法のご案内(「ID/パスワード」通知)ハガキ」は、保険法(平成20年法律第56号)第6条に定める書面ではありません。勤務先から提出を求められる等、保険証券が書面で必要になった場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

事故が起こったら

もしも事故が起こってしまったら、「あわてず」「落ち着いて」下記の対応をお取りください。

STEP1 負傷者の救護措置を行ってください。

負傷者がいる場合は119番に連絡し、消防機関の指示を仰いだうえ、救護措置を優先して行ってください。

STEP2 警察署への届出を行ってください。

警察署へ事故の届出を行ってください。なお、人身事故の場合は、人身事故であることを必ず警察署へ届出していただくようお願いします。

STEP3 相手の方・目撃者をご確認ください。

相手の方がいる場合、また目撃者がいる場合は、その方の「住所」「氏名」「電話番号」等の連絡先をご確認ください。

その場での示談はしないでください!

STEP4 ご契約の代理店・扱者または あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンターにご連絡ください。

0120-024-024 (無料) 【受付時間】24時間365日

●IP電話からは0276-90-8850(有料)におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。

❶ 事故発生後ただちに次の事項をご連絡ください。
(1)事故発生の日時 (2)事故発生の場所 (3)事故の概要

⚠ ご連絡がない場合は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

❷ ご連絡後、次のことが判明した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までお知らせください。
(1)事故の状況 (2)相手の方・目撃者の住所、氏名、電話番号
(3)損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

万が一の事故!

事故現場での初期対応もおまかせください!

救急車の要請

警察への通報

ロードサービス

スマートフォン専用アプリ

サポNavi

「サポNAVI」がお役に立ちます!

事故発生時にお客さまご自身で行わなければならない初期対応。ワンタッチで、オペレータがお客さまに代わってご対応します。

ダウンロードはこちらから!

万が一の事故の対応に役立つアプリ

スマートフォン専用アプリ

サポNavi

または
AppStore・Playストアで検索!

サポNAVI

検索結果に表示されない場合は、
「あいおいニッセイ同和損保」で検索してください。
※画面はイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

自動車保険の優良契約者は

優良

自動車の
安全管理

自動車保険の
良好なリスク状況

に応じて

"TOUGH Biz"(タフビズ)シリーズ商品が割引となります!

割引の適用条件の詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

業務災害補償保険	賠償総合保険 / 建設業総合保険	運送業総合保険
10%割引	最大10%割引(フリート契約の場合) 5%割引(ノンフリート契約の場合)	最大35%割引(フリート契約の場合) 5%割引(ノンフリート契約の場合)

(平成31年1月時点)

保険に関するお問合わせ

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101-101 無料

【受付時間】
平日9:00〜19:00
土日・祝日9:00〜17:00
(年末年始は休業させていただきます)

・ご住所・お車・年令条件・運転者限定の変更は、当社ホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)で24時間受付しております。
・お問合わせや変更の内容によっては、代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

事故・故障時のご連絡窓口

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

[事故・故障が発生した場合は]
ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

0120-024-024 無料

【受付時間】
24時間365日

・IP電話からは**0276-90-8850(有料)**におかけください。
・おかけ間違いにご注意ください。

●このパンフレットは「タフビズ事業用自動車総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(団体扱・集団扱契約、保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券・保険契約継続証(ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内(「ID/パスワード」通知)ハガキ」)が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。
●「タフビズ事業用自動車総合保険」は「一般総合自動車保険」、「タフ・つながるクルマの保険」は「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「つながる自動車保険」は「実走行距離連動型自動車保険」のそれぞれのペットネームです。
●「クルマのトラブルサポート」は、「ロードアシスタンスサービスおよびロードサービス費用特約」または「ロードアシスタンスサービス、ロードサービス費用特約および代車補償拡張特約」で構成されています。
●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがいまして、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

ちきゅうにやさしい
エコマーク認定自動車保険

この自動車保険は、
・契約者の環境配慮行動の促進(エコカー向け割引の採用、eco保険証券・Web約款選択による環境保護活動への参加)
・事故発生時の環境負荷の軽減(リサイクル部品の利用促進)
などの取組みによりエコマーク認定を受けています。
エコマーク認定番号　第14 147 001号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
https://www.aioinissaydowa.co.jp/

● ご相談・お申込先

全力サポート宣言

(181201T)　(2018年9月承認)　GA18A010464　(15-996)